

医疾令の本草

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2018-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 夏井, 高人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19263

【論 説】

医疾令の本草

夏 井 高 人

目 次

- 1 はじめに
- 2 医疾令施行当時に利用可能な本草書
 2. 1 本草書の存在
 2. 2 『本草集注』に収録されている主要な草の類
- 3 木簡史料との照合
- 4 医疾令施行当時に生きた植物として実在可能な本草
 4. 1 植物種の同定
 4. 2 植物種の同定からの示唆
- 5 正倉院保存資料の検討
 5. 1 「種々薬帳」に記載された本草名
 5. 2 現代における調査結果
- 6 考察
 6. 1 薬用ではない植物
 6. 2 中国からの輸入書籍の写本と推定すべき木簡
 6. 2. 1 木簡①について
 6. 2. 2 木簡②について
 6. 2. 3 木簡③について
 6. 2. 4 木簡④について
 6. 2. 5 木簡⑤について
 6. 3 荷札と推定される木簡の評価
- 7 まとめに代えて—検討結果による示唆

1 はじめに

「医疾令」は、『養老令』の一部であり、全 30 篇中の第 24 に位置している。

『養老令』の施行は、『續日本紀』巻第廿の天平宝字元年五月丁卯の条に「奉勅刊脩律令 宣告所司早使施行」とあるので、この記載を信ずるとすれば、ユリウス暦の 757 年に施行されたことになる。しかし、その正確な施行月日については、当時の暦日と現在の国際標準時に基づく暦日とが全く異なっており、かつ、現在の中国（中華人民共和国）において一般に正当とされている太陰暦（旧暦）と一致するものでもなく、無論、イスラム暦（ヒジュラ暦）と一致するものでもないため、『續日本紀』上の日付である 5 月 20 日との記載をそのままユリウス暦の 5 月 20 日と一致させることができない。『續日本紀』にある「天平宝字元年五月丁卯」は、ユリウス暦の上では 757 年 6 月 15 日頃に該当するものと推定される。

『養老令』の原本は、古い時代に散逸したものと考えられている。しかし、『養老令』の条項の大部分は『令義解』の中に収録されており、更に、特に「倉庫」及び「医疾」の 2 篇について、他の文献に引用されている逸文を用いた復元作業が江戸時代以降積極的に行われ、現時点では、その全貌がほぼ復元されている⁽¹⁾。ただし、その復元の細部については見解が分かれる部分もあり、全て確定しているというわけではない。『養老令』の元となった古代中国（唐）の法制それ自体についても復元作業が継続して行われているのであるが、それらの研究との相互作用のようなものの中で、『養老令』の条文の形式面における復元だけではなく、その実施（施行及び執行）を含め、現在に至るまで多種多様な様々な研究が行われてきた⁽²⁾。

ところで、「医疾令」には「凡醫生 習甲乙 脈經 本草兼習小品集驗等方（医学生には、甲乙経、脈経及び本草経を習わせ、併せて、小品方及び集驗方を習わせるべし）」とあり、また、「凡醫針生 初入學者 先讀本草 脈訣 明堂 讀本草者 即令識藥形藥性 讀明堂者 即令驗圖識其孔穴 讀脈訣者 令遞相診候 使知四時浮沈澁滑之狀（医学生及び針生には、初学者であれば、まず本草経、脈訣経及び明堂経を読ませるべし。本草経を読む者には薬の形状と薬の性状を理解させ、脈訣経を読む者にはその解説図によって孔穴の配置を理解させ、脈訣経を読む者には相互に診察させて一日の間の脈の浮沈と遅速の状態の変化を理解させるべし）」とある⁽³⁾。

ここに記述されていることの中で、本草に関する限り、何らかの本草書を読むことによって薬方を理解するという事に尽き、実際に薬草を栽培し、薬品（生薬）を製造し、それを処方する実技演習までは含まれていないと解することができる。勉学させる対象が初学者であるので、とにかく漢文で書かれた薬学の専門書である本草書を読みこなすことによって、その分野における専門用語を暗記・理解することが何よりも重要だったのであろう。

他方において、「医疾令」には「凡薬園 令師檢校 仍取園生教讀本草 辨識諸薬 并採種之法 隨近山澤有薬草之處 採握種之 所須人功 並役薬戸（薬園は、薬園師がこれを管理し、薬園生を採用して本草經の読み方と諸薬の見分け方と併せてその採取と播種の方法を教え、近隣の山野沼沢に薬草の生えている所があれば、（薬草の種子が入った乾燥した果実の殻を）採取して握り潰し、その種子を播種すべし。（薬園の維持管理に）必要な事柄に関しては、吏員を用い、薬戸を使役すべし）」とある。この記述から推測すると、そのような仕事は、医師のすべきことではなく、官営の薬園に配属された官吏と薬園に附属する特別の集団（薬戸）がすべきことだと考えられていたのであろう。薬戸は、特別の知識・技能をもった渡来人及びその子孫の集団であったかもしれないが、客観的な史料がほとんどない。そのため、従来、薬戸の実態が十分に明らかにされているとは言えない⁽⁴⁾。

また、薬園で播種・育成・栽培されていた薬草の種類についても、必ずしも明確ではない。本稿の問題意識は、ここから始まる。

すなわち、基本的には書物によって知識を習得することを中心として医学を学んだ当時の医学生が、学んだ薬方に従って現実に処方することができたか否か、換言すると、律令がめざした国家的な医療体制ないし医療行政を実現することができたか否かを知るためには、客観的な処方可能性の存在という意味で、教科書である本草書に対応する本草（薬草）を現実に入手可能であったか否かを確定できなければならない。

無論、遣唐使を通じて乾燥した本草（薬草）を輸入することは可能であったと思われる。しかし、乾燥させた（死んだ）植物体としての本草（生薬）からの増殖はできない⁽⁵⁾。仮に種苗を得たとしても、特に栽培品（園芸品種）は、病害虫に弱いのが普通であるので、政策の変更、財政難、大規模自然災害、戦乱その他の理由により薬園または栽培場所が放置されると、たちまちにして消滅してしまう。その

ような条件下でも野生化して生き残る植物種は、むしろ例外と考えるべきである。遣唐使廃止以降の時代においては、輸入に頼ることができないので、自前で調達可能な薬草がふんだんに存在する種類のものでない限り、そもそも薬品（薬草）の処方骨格とする当時の医療体制を維持することができない道理である⁽⁶⁾。

他方において、日本国内で調達可能な原料が存在したとして、それを特定することも重要なことである。なぜならば、国内で調達された薬剤を用いた医療行為の実施は可能であったと思われるのと同時に、そのような種類の医療しか存在しなかったと推定することも可能となるからである。

医療と関連する法制史を研究する場合、それが「存在したか」それとも「存在しなかったか」という二者択一的な結論を求めるだけではなく、もし行われていたとすれば、どのような内容の医療がどの範囲で実質的に行われていたかを具体的に調査し、検討することが重要である。

本稿においては、最初に、「医疾令」の施行当時（平城宮当時）及びそれ以前の時期（飛鳥宮及び藤原宮当時）に利用可能であった本草書及び関連書籍を推定する。次に、その本草書に記載されている植物名の中から主要なものを選択する⁽⁷⁾。それらについて、『医心方』、『本草和名』及び『倭名類聚抄』にある「和名」なるものの解析及び（可能であれば）現代の植物種名との符合の有無を検討する。そして、そのようにして選択された本草書の中にある植物名と一致または類似する名が発掘され解読された木簡史料中に含まれているか否かを検討する⁽⁸⁾。

本稿においては、以上の作業を踏まえた上で、医薬品として使用されていたと推定される植物及びその知識が普及していたと推定される植物との関係に限定して、『養老令』『医疾令』の施行当時（平城宮当時）及びそれ以前の時期（飛鳥宮及び藤原宮当時）に実際に行われていた可能性のある医方または薬方ないし医療制度の様子を推測し、そして、『医心方』編纂の社会的・政治的意味及び医療制度史上の意義等を考察する。併せて、今後の検討課題等を示唆する。

2 医疾令施行当時に利用可能な本草書

2.1 本草書の存在

『養老令』が施行されたユリウス暦 757 年当時、日本国独自の本草書が存在したとの見解は存在しないし、そのような証拠も存在しない。そのことから「医疾令」に掲げられている書籍は、全て当時の中国（唐）からの輸入品及びその写本であったと推定される。

ユリウス暦 757 年当時までに存在していた主要な本草書は、陶弘景『神農本草經』（ユリウス暦 500 年頃）、陶弘景『本草經集注』（ユリウス暦 500 年頃）及び李勣・蘇敬『新修本草』（ユリウス暦 659 年）の 3 種類である⁽⁹⁾。

これらの本草書の中で、『神農本草經』は、比較的早く失われたと考えられ、原本が残存していない。また、『本草經集注』は、『集注本草』とも呼ばれ、3 巻本と 7 巻本があったらしいということが文献上では知られてはいたけれども、実物が存在しなかったため、長らく議論があった。しかし、その後の発掘調査結果等により、現在では 3 巻本と 7 巻本の両者が存在したことが確実であると考えられている⁽¹⁰⁾。

『新修本草』⁽¹¹⁾は、「仁和寺本」⁽¹²⁾として知られるものが現存しており、また、多数の写本が作成され、日本国では平安時代まで利用されたので、実在したことが確実である。

『續日本紀』の延暦六年五月戊戌の条には「典藥寮言 蘇敬注新修本草 与陶隱居集注本草相檢 増百余条 亦今採用草葉 既合敬説 請行用之 許焉（典藥寮が上申するには、蘇敬注の『新修本草』と陶隱居の『集注本草』を比較検討したところ、『新修本草』では 100 条以上増えており、また、現在採用されている（『集注本草』にある）本草の薬方が（『新修本草』の中でも）併せて説明されていることから、これを採用することの許しを得たいとのこと）」とある。延暦 6 年 5 月 15 日は、ユリウス暦 787 年 6 月 5 日頃に該当する。この記述を信ずるとすれば、当時の典藥寮においては、『本草經集注』が教科書として使用されていたこと、それが、この年から『新修本草』に切り替えられたことを理解することができる。以後、日本国の医学教育においては、『新修本草』が用いられたと考えて良い。

延暦 6 年 5 月 15 日まで教科書とされていた『本草經集注』が 3 巻本と 7 巻本の

いずれであったのかという点については、後述のとおり、藤原宮北辺地区出土の木簡に「本草集注」、「上巻」と読める文字が書かれており、また、同地区出土の木簡に「本草集注上巻」、「黄芩二両芷白芷二両」と読める文字が書かれていることから、3 巻本が存在したことを肯定することができる⁽¹³⁾。

ただし、後者の木簡の記載だけからは、「黄芩」及び「白芷」が乾燥後の死んだ本草（生薬）であると解する場合、中国（唐）で製造された製品としての薬剤（輸入品）を指すことがあり得るので、その木簡上の文字の存在だけでは、当時、日本国内において、生きた「黄芩」及び「白芷」が存在したと断定することのできる証拠とはならない。

当時の日本国内において現実に本草（薬草）が生薬の原料として栽培されていたか否かを知るためには、宮廷（典薬寮）に上納した品目であることを示す木簡資料に絞って検討をする必要がある。もしその木簡が何らかの植物を上納したことを示す内容のものであるとすれば、それが上納品である以上、その上納者の支配する土地の領域内で栽培されていた可能性が高いからである。しかし、それでは調査対象となり得る木簡点数が余りに乏しいので、可能性のある木簡を一応全部調べてみる必要がある。

そこで、まず、前提作業として、『養老令』の「医疾令」施行当時、確実に存在して利用されていたと推定される『本草經集注』（以下、『集注』という。）に収録されている本草中の「草」に限定し⁽¹⁴⁾、それと符合し得る文字を含む木簡を検索してみることにした⁽¹⁵⁾。

2. 2 『本草集注』に収録されている主要な草の類

『集注』には、草木の上品・中品・下品に分類されて、様々な植物が収録されている。

『集注』に収録されている「草」の「上品」中の主要なものは、青芝（龍芝）、赤芝（丹芝）、黄芝（金芝）、白芝（玉芝）、黒芝（玄芝）、紫芝（木芝）、赤箭（離母、鬼督郵）、龍眼（益智）、猪苓（猪屎）、茯苓（茯菟）、天門冬（顛勒）、麥門冬（禹馭、禹餘糧）、術（山姜）、女葳（葳蕤、地節、玉竹）、黄精（菟竹、雞格、救窮、鹿竹）、乾地黄、菖蒲（菖陽）、遠志（棘菟、繞、細草）、澤瀉（芒芋、鵠瀉）、薯蕷（山芋）、菊花（節花、日精、女節、女花、女莖、更生、周盈、傅延年、陰成）、甘草

（密甘、美草、蜜草、草）、人參（人銜、鬼蓋、神草、人微、土精、血參）、石斛（林蘭、禁生、杜蘭）、石龍芮（龍須、草續斷、龍珠、龍華、懸莞、草毒）、絡石（石鯪、石蹉、略石、明石、領石、懸石）、龍膽（陵游）、牛膝（百倍）、細辛（小辛）、獨活（羌活、羌青、護羌使者、胡王使者、獨搖草）、升麻（周麻）、苳胡（地薰、山菜、茹草葉、蕘蒿）、防葵（梨蓋、房慈、爵離、農果、利茹、方蓋）、薏苡仁、車前子（當道、蝦蟆衣、牛遺、勝烏）、蛇床子（蛇米、虺床、思益、繩毒、棗棘、薔藤）、菟絲子（生菟蘆、菟縷、蒙、玉女、赤網、菟累）、菥子（菥、大戟、馬辛、大薺）、地膚子（地葵、地麥）、青、忍冬、蒺藜子（旁通、屈人、止行、豺羽、升推、即、茨）、肉蓯蓉、白英（白草）、白蒿、茵陳蒿、漏蘆（野蘭）、茜根（地血、茹、茅搜、倩）、旋花（筋根花、金沸、美草）、藍實、景天（戒火、火母、救火、據火、慎火）、天名精（麥句姜、蝦蟆藍、豕首、天門精、玉門精、鼈顛、蟾蜍蘭、覲）、王不留行、蒲黃、香蒲（雝、醮）、蘭草（水香）、薜蘿（薇蕪、苙蘿）、徐長卿（鬼督郵）、屈草、翹根、牡荊實、秦椒、蔓荊實である（括弧内は別名・以下、同じ）。

『集注』に収録されている「草」の「中品」中の主要なものは、當歸（乾歸）、防風（銅雲、茴草、百枝、屏風、根、百蜚）、秦艽、黃（獨樞、芰草、蜀脂、百本）、黃芩（腐腸、空腸、內虛、黃文、經芩、妒婦）、黃連（王連）、五味子（會及、玄及）、決明子、芍藥（白術、餘容、犁食、解倉）、桔梗（利如、房圖、白藥、梗草、薺）、芎（胡芎、香果）、本（鬼卿、地新、微莖）、麻黃（卑相、龍沙、卑鹽）、葛根（雞齊根、鹿藿、黃斤）、前胡、知母（連母、野蓼、地參、水參、水浚、貨母、母、女雷、女理、兒草、鹿列、韭逢、兒踵草、東根、水須、沈燔、昌支）、大青、貝母（空草、藥實、苦花、苦菜、商草、勒母）、栝蒌根（地樓、果裸、天瓜、澤姑）、丹參（蟬草、赤參、木羊乳）、濃樸、竹葉芹竹葉、玄參（重台、玄台、鹿腸、正馬、咸、端）、沙參（知母、苦心、志取、虎須、白參、識美、文希）、苦參（水槐、苦、地槐、菟槐、驕槐、白莖、虎麻、岑莖、祿白、陵郎）、續斷（龍豆、屬折、接骨、南草、槐）、松蘿（女蘿）、棘刺花（菥、馬胸、刺原）、狗脊（百枝、強脊、扶蓋、扶筋）、萆（赤節）、菝、石草（石、石皮）、通草（附支、丁翁）、瞿麥（巨句麥、大菊、大蘭）、敗醬（鹿腸、鹿首、馬草、澤敗）、白芷（芳香、白、莞、苻蘿、澤芬）、杜蘅、杜若（杜蘅、杜蓮、白蓮、白芩、若芝）、白薇（白幕、薇草、春草、骨美）、耳實（名胡、地葵、常思）、茅根（蘭根、茹根、地菅、地筋、兼杜）、百合（重箱、重邁、摩羅、中逢花、強瞿）、酸漿、淫羊藿（剛前）、蠱實（荔實、劇草、三堅、豕首）、紫

草（紫丹、紫）、紫菀（紫、青菀）、白蘚、白兔藿、營實（薔薇、薔麻、牛棘、牛勒、薔藜、山棘）、薇銜、井中苔及萍、王孫、白前、百部根、王瓜、薺、高良姜、馬先蒿、積雪草、惡實、莎草根、大小薊根、垣衣、艾葉、牡蒿、假蘇である。

『集注』に収録されている「草」の「下品」中の主要なもの⁽¹⁶⁾は、大黃將軍（黃良）、甘遂（主田、甘、陵、凌澤、重澤）、葶藶（大室、大適、丁歷、蒿）、大戟（邛鉅）、澤漆（漆莖）、旋複花（金沸草、盛樾、戴樾）、蚤休、虎杖根、石長生、鼠尾草（陵翹）、屋游、牽牛子、鬼白、蘆根、甘蔗根、蓄、商陸、女青、白附子、天雄、烏頭（奚毒、即子、烏喙、烏喙）、附子、側子、射干（烏扇、烏蒲、烏、烏吹、草姜）、鳶尾（烏園）、由跋根、藥實根、半夏（地文、水玉、守田、示姑）、款冬（藁吾、顆東、虎須、菟奚、氏冬）、防己（解離）、黃環、石南草、女菀（白菀、織女菀、苑）、地榆、澤蘭（虎蘭、龍棗、虎蒲）、紫參（牡蒙、眾戎、童腸、馬行）、蛇全（蛇銜）、草蒿（青蒿、方潰）、白頭翁（野丈人、胡王使者、奈何草）、茹（屈據、離婁）、白蘘、白芨（甘根、連及草）、虎掌、萇荇子、欒花、陸英、夏枯草、烏韭、鉤藤、馬鞭草、雞腸草である。

3 木簡史料との照合

奈良文化財研究所木簡データベース⁽¹⁷⁾を用い、出土木簡上の文字の解読結果が公表されている木簡史料の検討を行った。検索結果の基準時は、2017年9月20日（UT）である。それ以降の時点における同データベースの内容の変更は、本稿に反映されない。

出土木簡上で明確に文字が読み取れるものの検索結果を表にまとめると、以下のとおりとなる。なお、時代区分としては、藤原宮及び平城宮時代を主体とすることとし、平安時代以降のものと思われる木簡史料は、除外することとした⁽¹⁸⁾。また、表の「重複」の欄に示す木簡は、本稿における論述との関係において特に重要なものであり、後にまとめて検討・詳述する。

検索文字	木簡上の文字	木簡の出典	場所	重複
芝	芝一斗 大根四把	藤原宮 2-652(木研 1-15 頁-(4)・飛 4-7 下 (43))	藤原宮	

医疾令の本草（夏井）

白芷	白芷	木研 11-33 頁-2(3)(飛 9-11 上 (68))	藤原宮	①
	白芷二両	木研 5-84 頁-(44)(奈良県『藤原宮』-(74))	藤原宮	②
地黄	石川阿曾弥○所賜○忽生地黄	木研 11-33 頁-2(2)(飛 9-11 上 (66))	藤原宮	
茯苓	茯苓	奈良県『藤原宮』-(82)	藤原宮	
天門冬	天門冬三両	木研 27-27 頁-(46)(飛 18-18 上 (60))	藤原宮	③
甘草	甘草二両	木研 5-83 頁-(36)(奈良県『藤原宮』-(69)・日本古代木簡選)	藤原宮	④
	甘草一両	飛鳥藤原京 1-711(木研 21-19 頁-(12)・飛 13-13 上 (39))	飛鳥池遺跡北地区	
人參	人參一両	藤原宮 3-1108(飛 5-9 上 (58))	藤原宮	
	人參十斤	木研 11-34 頁-2(9)(飛 9-9 下 (39)・日本古代木簡選)	藤原宮	
	人參十斤	木研 11-34 頁-2(10)(飛 9-9 下 (40))	藤原宮	
石斛	石斛酒方○石斛	木研 5-83 頁-(37)(奈良県『藤原宮』-(71))	藤原宮	
	池辺史石斛	奈良県『藤原宮』-(132)	藤原宮	
	石斛壹拾斤	木研 9-13 頁-1(40)(城 19-27 下 (307))	藤原宮	
牛膝	牛膝十三斤	木研 11-34 頁-2(24)(飛 9-10 下 (58))	藤原宮	
細辛	細辛一夕	木研 5-83 頁-(39)(奈良県『藤原宮』-(76))	藤原宮	
	細辛一斤八両	城 15-30 下 (204)	平城宮	
	細辛	城 19-27 下 (308)	平城宮	
	〔細?〕辛三両	木研 27-27 頁-(46)(飛 18-18 上 (60))	藤原宮	③
独活	独活五両	木研 27-27 頁-(46)(飛 18-18 上 (60))	藤原宮	③
	独活壹両	木研 4-13 頁-2(14)(城 15-12 下 (46))	平城宮	
	独活十斤	木研 11-34 頁-2(20)(飛 9-10 下 (53))	藤原宮	
升麻	升麻二両	木研 5-83 頁-(36)(奈良県『藤原宮』-(69)・日本古代木簡選)	藤原宮	④
	升麻二両	奈良県『藤原宮』-(80)	藤原宮	
車前子	車前子三両	木研 11-33 頁-2(3)(飛 9-11 上 (68))	藤原宮	①
	車前子一升	木研 5-83 頁-(38)(奈良県『藤原宮』-(75)・日本古代木簡選)	藤原宮	⑤
蛇床子	蛇床子一升	木研 11-34 頁-2(16)(飛 9-10 上 (49))	藤原宮	

茜	美作国久米郡中男茜十斤	城 31-30 上 (433)	平城京	
	美作国勝田郡豊国郷中男茜	木研 7-122 頁-(43)(平城宮 3-3111・城 5-4 下 (24))	平城宮	
	常陸国那賀郡入野郷茜十斤	城 22-33 上 (324)	平城京	
	美作国大庭郡大庭郷茜十斤	木研 12-13 頁-1(36)(城 22-37 下 (393))	平城京	
	三宅郷茜廿斤	城 22-40 下 (448)	平城京	
	橘樹郷茜十一斤	城 24-26 上 (249)	平城京	
当帰	伊看我評当帰□[五?] 斤	荷札集成-149(飛 20-28 上・木研 11-34 頁-2(6)・飛 9-9 下 (35))	藤原宮	
	当帰十斤	木研 11-34 頁-2(13)(飛 9-10 上 (46)・日本古代木簡選)	藤原宮	
	当帰二両	木研 25-47 頁-(51)(飛鳥京跡 2001 年度発掘調査概報)	飛鳥京跡 苑池遺構	
防風	防風十斤	木研 11-33 頁-2(1)(飛 9-11 上 (65))	藤原宮	
	防風三両	木研 11-33 頁-2(3)(飛 9-11 上 (68))	藤原宮	①
黄芩	黄芩二両	木研 5-83 頁-(36)(奈良県『藤原宮』-(69)・日本古代木簡選)	藤原宮	④
	黄芩二両	木研 5-84 頁-(44)(奈良県『藤原宮』-(74))	藤原宮	②
黄連	黄連	城 33-19 中 (247)	平城京	
桔梗	无耶志国薬桔梗卅斤	荷札集成-73(木研 11-34 頁-2(8)・飛 9-9 下 (37)・日本古代木簡選)	藤原宮	
麻黄	麻黄卅四	木研 5-83 頁-(30)(奈良県『藤原宮』-(63))	藤原宮	
	麻黄二両	木研 5-83 頁-(36)(奈良県『藤原宮』-(69)・日本古代木簡選)	藤原宮	④
	麻黄	木研 25-47 頁-(51)(飛鳥京跡 2001 年度発掘調査概報)	飛鳥京跡 苑池遺構	
葛	葛十荷	木研 3-65 頁-(25)(平城宮 2-2243)	平城宮	
	備後国沼隈郡赤坂郷中男黒葛十斤	平城宮 3-2906(城 5-8 上 (81))	平城宮	
	葛根六斤	木研 11-34 頁-2(21)(飛 9-10 下 (54))		
	葛一升	城 43-71 下 (1455)	平城宮	
知母	知母九斤	木研 37-166 頁-1(1)(藤原宮 1-490・飛 2-5 上 (2))	藤原宮	
知母	知母五斤	木研 11-34 頁-2(23)(飛 9-10 下 (57))	藤原宮	

医疾令の本草（夏井）

紫草	紫草捌袋 々別 重五十斤小	木研 6-12 頁-2(31)(城 17-16 下 (126))	平城宮	
	紫草	城 30-36 上 (1195)	平城京	
	筑紫大宰進上肥 後国託麻郡…□ 子紫草	城 31-31 下 (464)	平城京	
	紫草六十八斤 中 品	木研 31-11 頁-(23)(城 39-15 上 (76))	平城京	
薊	薊	城 27-5 下 (26)	平城京	
	薊薊薊薊薊薊 薊 薊薊	木研 31-12 頁-(32)(城 39-18 下 (103))	平城宮	
	薊○東	城 42-10 上 (56)	平城宮	
大戟	大戟	木研 11-34 頁-2(15)(飛 9-10 上 (48))	藤原宮	
長生	長生	城 43-27 下 (352)	平城宮	
附子	附子	木研 9-13 頁-1(39)(城 19-27 下 (301))	平城宮	
	附子二両	木研 27-27 頁-(46)(飛 18-18 上 (60))	藤原宮	③
兔糸子	兔糸子	木研 5-83 頁-(36)(奈良県『藤原宮』-(69)・日本古 代木簡選)	藤原宮	④
大黄	大黄二両	木研 5-83 頁-(36)(奈良県『藤原宮』-(69)・日本古 代木簡選)	藤原宮	④
漏盧	漏盧二両	木研 5-83 頁-(36)(奈良県『藤原宮』-(69)・日本古 代木簡選)	藤原宮	④
白斂	白斂二両	木研 5-83 頁-(36)(奈良県『藤原宮』-(69)・日本古 代木簡選)	藤原宮	④
白微	白微二両	木研 5-83 頁-(36)(奈良県『藤原宮』-(69)・日本古 代木簡選)	藤原宮	④
夕葉	夕葉	木研 5-83 頁-(36)(奈良県『藤原宮』-(69)・日本古 代木簡選)	藤原宮	④
薏苳	薏苳	木研 27-27 頁-(46)(飛 18-18 上 (60))	藤原宮	③
久參	久參	木研 5-83 頁-(38)(奈良県『藤原宮』-(75)・日本古 代木簡選)	藤原宮	⑤
麦門冬	麦門冬	木研 5-83 頁-(32)(奈良県『藤原宮』-(65)・日本古 代木簡選)	藤原宮	
	美濃国麦門冬五 升	平城宮 7-12636(木研 9-15 頁-2(10)・城 19-33 下 (403))	平城京	
署預	署預二升半	日本古代木簡選(木研 5-83 頁-(33)・奈良県『藤原 宮』-(66))	藤原宮	
	署預子	研 35-15 頁-(67)	平城京	

商陸	商陸	木研 5-85 頁-(74)(奈良県『藤原宮』-(105)・奈良 県藤原概報-(64)・日本古代木簡選)	藤原宮	
塩无	塩无	木研 11-33 頁-1(13)(飛 9-8 下 (23))	藤原宮	
夜干	夜干	木研 11-34 頁-2(14)(飛 9-10 上 (47))	藤原宮	

4 医疾令施行当時に生きた植物として実在可能な本草

4. 1 植物種の同定

上記の木簡に示された植物名が現在の学名ではどの植物種を示すのかについては、必ずしも容易なことではない。例えば、「和名が一致している」との理由で安易に同定することは、極めて危険である。なぜなら、江戸時代の本草学者が古い文献を調べ、その古名を江戸時代に広めた結果としてそうなっただけのことであって、それ以前の時代からその和名が継続して使用されていたわけではないということが十分にあり得るからである。

このような根本的な問題があるということに留意した上で、丹波康頼『医心方』、深江輔仁『本草和名』及び源順『倭名類聚抄』に記載された古和訓⁽¹⁹⁾を参考にしつつ、以下、木簡史料上の植物名と現代の植物名との関係について検討する⁽²⁰⁾。

なお、読みやすさの観点から①以下の番号を付したが、これは本稿の論述における便宜上のものであり、それ以上の意味はない。また、史料の見落としや誤解があり得るので、2017年9月20日現在で奈良文化財研究所木簡データベース上に客観的に記録されている全てのデータを網羅している保証はない。加えて、上記の一覧表では解説されたものとしての文字を表記したが、以下の検討においては、本草書における本来の表記を基準とした上で、私見による解釈を踏まえたものとしている。例えば、「夕薬」の「夕」は「芍薬」の「芍」の略字(略記)と解すべきである⁽²¹⁾。このような例を含め、木簡上の文字の記載及び特に明記すべき事項がある場合には、括弧内でそれを示し、または、文中で説明することにした。

① 白芷

『医心方』には、「和名加佐毛知」、「一名與呂比久佐 又佐波宇止」、「一名佐波

曾良之」とある⁽²²⁾。『倭名類聚抄』には、「和名加佐毛知」、「一云与呂比久佐」とある。

このことから、当時の和名は「かさもち」、別名は、「よろいぐさ」、「さわうど」または「さわそらし」であったということを理解することができる。ところが、『本草和名』には、「藁本」の説明として、「和名加佐毛知 一名佐波曾良之」とあるから、丹波康頼の理解と深江輔仁の理解がいずれも間違っていなかったと仮定すれば、当時の日本国において、「白芷」と「藁本」は、同一の植物種を指す別名と理解されていたものであったと解釈するしかないことになる。一般に、「藁本」すなわち、「加佐毛知」または「佐波曾良之」とは、中国原産のトウキ (*Angelica sinensis* (Oliver) Diels)⁽²³⁾ を指すものと解されている⁽²⁴⁾。

日本に生えている「白芷」は、全て栽培品またはその野外逸出である。

② 地黄

『医心方』には和訓の記載がなく、不明である⁽²⁵⁾。仮に、現在「地黄」として認識されている植物と同一の植物種であるとするれば、中国原産のアカヤジオウ (*Rehmannia glutinosa* (Gaertner) Liboschitz ex Fischer & C. A. Meyer) のことを指す。

現在の日本に生えている「地黄」があるとするれば、それは、全て栽培品またはその野外逸出である。

③ 茯苓

『医心方』には、「和名末都保止」とあり、『本草和名』も同じである。

「まつほど」は、一般には、植物ではなく、サルノコシカケ科の菌類の一種であるマツホド (*Wolfiporia cocos* Ryvarden & Gilbertson) を指すと解されている。この菌類は、北半球に広く分布しているため、日本国にも古くから自生していたと考えて差支えないが、奈良時代前後に全国的に自然林が製鉄・冶金のための工業用燃料や生活用燃料としての消費により枯渇し、成長の早いマツ（松）の類が人工的に植林された結果（または自然の植生遷移により）、マツホドも増えて今日に至っていると考えることも可能ではないかと思われる⁽²⁶⁾。

④ 天門冬

『医心方』には、「和名須末呂久佐」とあり、『本草和名』及び『倭名類聚抄』も同じである。

「すみろくさ」は、一般的には、アスパラガス科のクサスギカズラ (*Asparagus cochinchinensis* (Loureiro) Merrill) のことを指すと解されている。古代に渡来し、野生化したものではないかと思われる。中国を原産とすると推定される。この植物は、中国以外では、日本、韓国、ラオス及びベトナムに見られる⁽²⁷⁾。しかし、日本国のクサスギカズラは、渡来した栽培品が野外逸出して野生化したものの子孫である可能性がある。

⑤ 甘草

『医心方』には、「和名阿末岐 出陸奥國」とある。『本草和名』にも「和名阿末岐」とあり、『倭名類聚抄』には「和名阿万木」とある。

「あまき」は、「甘い草」という意味に解するのが通説である。

「甘草」は、一般的には、ウラルカンゾウ (*Glycyrrhiza uralensis* Fischer ex Candolle) のことを指すと解されている。ウラルカンゾウは、北方系の植物であり、中国北部、モンゴル、ロシア、中央アジア、パキスタン等に見られる。「陸奥國に出る」とは、この地域に移住させられた高句麗や渤海等からの移住者が栽培していたものが献上されたとの趣旨かもしれない⁽²⁸⁾。

「甘草」は、ユーラシア大陸の寒冷な草原等を原産地とし、そのような環境にある場所でなければ生育できない植物である。推測としては、草原地帯に暮らす遊牧民の移動と共にユーラシア大陸に広く拡散した植物なのであろう。仮に遊牧民である渡来人が持参した種苗を植栽し、または、薬園で栽培されていたものが野外逸出したとしても、日本国の本州においては絶滅したと推定することができる。

なお、正倉院の「種々薬帳」との関連で、後に更に詳述する。

⑥ 人參

『医心方』には、「和名加乃爾介久佐」、「一名爾已太」とある。『本草和名』には「加乃爾介久佐」、「久末乃以」とある。

「かのかくさ (かのかいくさ)」の意味は不明であるが、「華の苦草」であるかもしれない。「にこた」と「にかくさ (にかいくさ)」とは、同じ意味をもつものかもしれない。その場合、漢音ではなく呉音をとると、「人參」をそのまま音写しただけのものと解する余地はある。もしそうであるとすれば、「華の人參」という意味になろうか。「くみのい (くまのい)」も不明だが、「熊の膽」であり、非常に苦い薬草であることを示す趣旨かもしれない。仮にそうであるとすれば、「にこた」

を「苦膽」と解することもできる。

『續日本紀』卷第十三の天平十一年十二月戊辰の条には、渤海使の「大虫皮⁽²⁹⁾ 熊皮⁽³⁰⁾ 各七張 豹皮六張⁽³¹⁾ 人參三十斤 密三斛⁽³²⁾ 進上」との記述があるから、当時の日本国において非常に貴重なもので需要があったものであることを示している。

一般に、「人參」は、ウコギ科 (*Araliaceae*) のトチバニンジン (*Panax ginseng* C. A. Meyer) のことを指すと解されている。

この意味における「人參」は、中国北部、朝鮮半島及びロシア（シベリア）を原産地とする。そして、日本国内にあるものは、全て江戸時代以降の栽培品及びその野外逸出と推定される。日本国内にある「人參」には幾つかの変種のような個体が見られるけれども、それらの変種のような個体は、江戸時代に信州において行われた栽培・育成に伴う選抜品種の子孫であろうと思われる⁽³³⁾。

なお、正倉院の「種々薬帳」との関連で、後に更に詳述する。

⑦ 石斛

『医心方』には、「和名須久奈比古乃久須櫛 又以波久須利」とある。『本草和名』及び『倭名類聚抄』にも同じ記述がある。

「すくなひこのくすり」は、普通の理解によれば、「少彦名命の薬」を意味するものとされている。

しかしながら、『集注』には、「石斛」の説明として、「形似蚱蜢脾者为佳」とあり、「すくなひこ」は、この文を意識または曲解したものであるかもしれない。すなわち、「蚱蜢脾」とはイナゴの類の脚部を意味するが、当時の日本人が「蚱蜢脾」の正確な音を誤解または曲解した場合、「蚱蜢脾」の字形から即断して「スナヒ」と音写したと考えることは可能である⁽³⁴⁾。そして、「蚱蜢脾」なる者は「佳」であるので、「少彦名命」を連想したと考えることは、少しもおかしなことではない。

同様に、「いわぐすり」は、「岩薬」と解するのが普通である。現時点の私見としては、これは、『集注』にある「生石上（岩の上に生える）」を直訳しただけのものと考える。

要するに、これらの「石斛」の「和名」とされているものは、『集注』に書かれている「石斛」の説明の単なる音写または和訳に過ぎない可能性がある⁽³⁵⁾。

『延喜式』の「典藥寮」の中には、美濃國等で石斛がかなり大量に採取され、朝廷に

上納されていたことを示す記述がある⁽³⁶⁾。しかし、一般に、ラン科 (*Orchidaceae*) の植物に含まれる着生植物の中には、採取後に乾燥したような状態になっていても、栽培環境が適合しており、かつ、適切に取り扱えば、復活させて栽培・増殖することができるものが多い⁽³⁷⁾。

⑧ 牛膝

『医心方』には、「和名為乃久都知 又以奈歧久佐」とある。『本草和名』には、「和名為乃久都知 一名都奈歧久佐」とあり、『和名類聚抄』には、「和名為乃久豆知」とある。

「為乃久都知」は「いのこづち」と読み、「奈歧久佐」は「いなきくさ」と読むものと思われる。「為乃久豆知」は、濁音変化した「いのこづち」を示すものと思われる。

ヒユ科 (*Amaranthaceae*) のイノコヅチ属 (*Achyranthes*) に属する植物のいずれかを指すものと解す点では特に異論はないようである。ところが、この属には何種類かの植物種が含まれ、しかも、多種多様な属間雑種が存在すると推定されることから、ここでもまた、ある種の複合体 (complex) として、「牛膝」を理解する必要がある。

⑨ 升麻

『医心方』は、「止利乃阿之久佐 又宇多加久佐 又止利乃欄久佐」としている。「とりのあしくさ (鳥脚草)」及び「とりのねくさ (鳥根草)」とは、ユキノシタ科 (*Saxifragaceae*) のトリアシヨウマ (*Astilbe thunbergii* var. *congesta* H. Boissieu (Syn. *Astilbe odontophylla* Miquel)) のことを指す。このトリアシヨウマは、中国には存在しない。日本国の野生植物であるのか、それとも、古代の日本国内で作出された園芸品の子孫であるのかは、判然としない。いずれにしても、丹波康頼が認識していた「升麻」は、サラシナシヨウマ (*Cimicifuga simplex* (de Candolle) Wormskjöld ex Turczaninow) ではないと考えられる。

現代の日本国の第 17 改正日本薬局方は、「升麻」について、「サラシナシヨウマ *Cimicifuga simplex* Turczaninow, *Cimicifuga dahurica* Maximowicz, *Cimicifuga foetida* Linné 又は *Cimicifuga heracleifolia* Komarov (*Ranunculaceae*) の根茎である」と定義している。しかし、中国においては、一般に、狭義では、升麻 (*Cimicifuga foetida* Linnaeus) を「升麻」とし、広義

では、属間雑種を含め、多種多様な植物の根茎をもって「升麻」と理解している。

升麻 (*Cimicifuga foetida*) は、中国西部～中央アジアの高山地帯に生育する植物であり、栽培品を除き、日本国内には存在しない。また、興安升麻 (*Cimicifuga dahurica* (Turczaninow ex Fischer & C. A. Meyer) Maximowicz) 及び大三葉升麻 (*Cimicifuga heracleifolia* Komarov) は、中国東北部～ロシア（シベリア）のような北方の植物であり、栽培品を除き、日本国には存在しない。

⑩ 車前子

『医心方』には、「和名於保波已」とある。『本草和名』及び『倭名類聚抄』も同じ。

「おおはこ」と読むものと思われる。一般的には、「大きな葉」の「子（果実＝穂の部分）」を意味すると解されているが、確実ではなく、よく分からない⁽³⁸⁾。車前子の別名である「馬鳥 (baxi or maxi)」の単なる音写に「大」を付しただけのものかもしれない。

「車前子」または「車前」とは、オオバコ科 (*Plantaginaceae*) のオオバコ (*Plantago asiatica* Linnaeus) のことを指す。ロシア～中国～中央アジア～東南アジアに広く分布するが、背丈が低く、他の植物との競争（日照の奪い合い）に負けやすいため、例えば、亜高山帯や海浜のような他の植物が生育しにくい場所に生えていることが多い。人家の近くでも普通に見られるけれども、それは、人間が踏みつけると死んでしまう植物が多い中で、オオバコは、人間に踏みつけられても簡単には死なないという特性をもっているため、結果的にオオバコが生き残るということによるものである。人通りに生えるという意味で「車前」という名がついたのかもしれない。

問題は、そのように人気の多いところではむしろ優勢になるはずの植物が珍重され、『延喜式』や後述の木簡⑤の中にも記録されているという事実である。これは、当時、個体数が少なかったという事実を示すものである。日本に自生する野生植物であったとすれば、古代の都市部における人口の増加と共に急激に増えたものと推定することは可能である。しかし、舗装により地面が消滅してしまった場所は当然のこととして、それ以外の里山等の農村地帯でも人間の手入れが行われなくなり、過疎化による人口の減少が起きると、除草も踏みつけも行われなくなってしまう結果、オオバコは、局地的または広域的に絶滅に向かうことになるのではないかと予想される。

⑪ 蛇床子

『医心方』には、「和名比留無之呂」、「一名波未世利」とある。『本草和名』も同じ。それぞれ、「ひるむしろ」、「はまぜり」と読める。

現代の植物学上の和名の「ヒルムシロ」は、眼子菜 (*Potamogeton fontigenus* Y. H. Guo, S. C. Sun & H. Q. Wang) を指し、全く別の水生植物である。「はまぜり」は、セリ科のハマゼリ (*Cnidium japonicum* Miquel) を指す。このハマゼリ (*Cnidium japonicum* Miquel) は、中国原産の植物であり、現代の中国名は「浜蛇床」である。唐から輸入され、日本国内では「蛇床」として扱われたものと推定される。

「蛇床子」とは、「蛇床」すなわちセリ科 (*Umbelliferae*) の蛇床 (*Cnidium monnieri* (Linnaeus) Cusson) の果実のことを指す。蛇床 (*Cnidium monnieri*) は、ユーラシア大陸に広く存在するので、遊牧する人々と一緒に拡散した植物ではないかと想像される。日本国には存在しない。

⑫ 茜

『医心方』には「和名阿加欄」とあり、そのまま「あかね (赤根)」である。『本草和名』及び『倭名類聚抄』も同じ。

日本国において、「茜」がアカネ科 (*Rubiaceae*) の植物であるアカネ (*Rubia argyi* (H. Léveillé & Vaniot) H. Hara ex Lauener & D. K. Ferguson) を指すものであるということについて、異論はないと思われる。

アカネ (*Rubia argyi*) は、南方系の植物であり、中国南部のほかは、台湾、韓国及び日本に存在する。台湾、韓国及び日本のものは、いずれも、古代における移入・播種によって帰化し、増えたものと推定される。

ただし、現代の中国において「染色茜草」として知られる植物種は、*Rubia tinctorum* Linnaeus である⁽³⁹⁾。そのことから、『養老令』の「医疾令」施行当時に日本国内において栽培されていた「茜」は、アカネ (*Rubia argyi*) ではなく、染色茜草 (*Rubia tinctorum*) であったと推定すべき余地がある。また、中国内には、「茜草」と名のつく近縁種が多数ある。

⑬ 紫草

『医心方』には「和名牟良佐歧」とあり、そのまま「むらさき (紫)」である。ムラサキ科 (*Boraginaceae*) のムラサキ (*Lithospermum erythrorhizon* Siebold

& Zuccarini) であると推定され、日本に自生せず、古代において、唐から輸入され、栽培されたものであると考えられる。

現在見られるものは、唐代に輸入されたと推定されるものとは別に、江戸時代に清から輸入され全国各地で播種・栽培された個体の子孫である可能性が高い。

もともと自生する野生種ではなく、栽培品種であるため、日本列島の生態環境下においては、里山付近で人為的な世話をしないとたちまち他の植物との間の生存競争に負けてしまう相対的に脆弱な植物である⁽⁴⁰⁾。それゆえ、現時点では、意識的に栽培されている場所を除き、ほとんど姿を見なくなった。古代においても同じであったと推定される。

⑭ 當歸（当帰）

『医心方』には、「和名字末世利」、「一名也末世利 又於保世利」、「一名加波佐久」とある。『本草和名』も同じであるが、「和名字末世利」は「馬芹子」の項にある。

「うまぜり（馬芹）」、「やまぜり（山芹）」、「おおぜり（大芹）」、「かわさく（皮裂く?）」と読めるから、大型の芹のような植物を指すものと推定される。

現代の日本国の第17改正日本薬局方は、「當歸（当帰）」について、「トウキ *Angelica acutiloba* Kitagawa 又はホッカイトウキ *Angelica acutiloba* Kitagawa var. *sugiyamae* Hikino (Umbelliferae) の根を、通例、湯通ししたものである」と定義している⁽⁴¹⁾。

⑮ 防風

『医心方』には、「和名波末須加奈 又波末爾加奈」とあり、『本草和名』には、「和名波末須加奈 一名波末尔加奈」とあり、『倭名類聚抄』には、「和名波万須加奈 一云波万仁加奈」とある。

それぞれ「はますがな（浜すが菜）」及び「はまにがな（浜苦菜）」と読める。

しかし、「防風」とは、セリ科 (*Apiaceae*) の防風 (*Saposhnikovia divaricata* (Turczaninow) Schischkin) のことを指す。中国北部～モンゴル～ロシア（シベリア）の寒冷な地域に生え、日本国には存在しない。

⑯ 黄芩

『医心方』には、「和名比比良岐 又波比之波」とある。『本草和名』にも「和名比々良岐一名波比之波」とある。

それぞれ、「ひいらぎ」、「はいのは」と読める。その意味は不明。

「黄芩」の別名として、「黄金柳」があるから、本来は、何らかの常緑樹の葉を指した可能性がある。

現在、「黄芩」とは、シソ科のコガネバナ (*Scutellaria baicalensis* Georgi) のことを指すものとされている (第 17 改正日本薬局方)。コガネバナは、中国中部の高山地帯～中国北部～モンゴル～ロシア (シベリア) の冷涼な地域に生える。中国以外では、朝鮮半島と日本国にあるが、古代の移入品が野生化した子孫である可能性がある。

コガネバナは、植物体のどの器官を見ても、少しも「黄金 (黄芩)」ではない。それゆえ、現代における「黄芩」の同定は、ほぼ確実に間違いであると考えられる。

日本国にあるタツナミソウ属 (*Scutellaria*) の植物の中には、かつて「黄芩」として輸入された植物が野生化したものが含まれているかもしれない。

⑰ 黄連

『医心方』には「和名加久末久佐」とあり、『本草和名』及び『倭名類聚抄』も同じである。「かくま草」と読めるが、「かくま (かぐま)」の意味は、不明である。

キンポウゲ科の黄連 (*Coptis chinensis* Franchet) のことを指す。中国の山地のみに産し、日本国には存在しない。日本国にあるオウレン (*Coptis japonica* (Thunberg) Makino) 及び多種多様なその類似種は、古代または江戸時代における品種改良の結果として生き残った園芸品の子孫と推定される。

⑱ 桔梗

『医心方』には、「和名阿利乃比布岐 又乎加止止岐」とあり、『本草和名』も同じ、『倭名類聚抄』には、「和名阿里乃比布木」とある。

「ありのひふき」は、「蟻の火吹き」とする見解もある。『医心方』の「漏蘆」には、「和名久呂久佐 一名阿利久佐」とあるから、この「阿利」から由来するものであろう。「阿利草」が火を吹くような形状の花を咲かせるという趣旨であろうか。それにしても、「阿利」の意味は、不明である。「おかととき」は、更に不明であるが、『医心方』の「千歳」に「一名止止岐」とあり、「楮魁」に「和名烏乃止止岐」とある。

一般に、キキョウ科 (*Campanulaceae*) のキキョウ (*Platycodon grandiflorus* (Jacquin) A. Candolle) を指すと解されている。キキョウ (*Platycodon grandiflorus*) は、中国原産と推定される植物である。日本のものは、移入さ

れた栽培品の子孫であり、自生はないと推定される⁽⁴²⁾。

「漏蘆」に関しては、㉔漏蘆で更に述べるほか、木簡④と関連して後に詳述する。

⑱ 龍胆（秦膠・秦芎・龍膽）

「龍胆」は、木簡③との関係で後に詳述する「秦膠（秦芎）」とほぼ同一の植物種またはその根と見られる。

『医心方』の「龍膽」には、「和名衣也美久佐 一名爾加奈」とあり、『本草和名』には、「和名衣也美久佐、一名爾加奈」とあり、『倭名類聚抄』には、「和名衣夜美久佐 一云迹加奈」とある。

それぞれ、「えやみくさ（疫病草）」、「にがな（苦菜）」と読める。

『医心方』の「秦芎」には、「音交 俗作膠非 和名都加利久佐 又波加利久佐」とある。

「とかりくさ（とがり草）」及び「はかりくさ（はかり草）」は、その形状から由来するものではなかろうか。あるいは、リンドウ科（*Gentianaceae*）のホソバエゾリンドウ（*Gentiana triflora* Pallas）及びその変種のような植物を指すものかもしれない。

「龍胆」は、トウリンドウ *Gentiana scabra* Bunge のことを指す。中国では、福建省、浙江省及び江蘇省の高山だけに分布し、それ以外は、ロシア東部（シベリア）～朝鮮半島、日本にある。日本には、完全なトウリンドウ（*Gentiana scabra*）はなく、様々な変異のある変種的な個体ばかりであるので、古代の移入による栽培品の野外逸出の子孫と推定される。

㉑ 麻黄

『医心方』には、「和名加都欄久佐」、「一名阿末奈、「出贊岐國」とある。

「かつみくさ」、「あまな（甘菜）」と読める。

讃岐国に産するとあるので、丹波康頼がどのような植物を「麻黄」と理解していたかを知る手掛かりとなる。

「麻黄」とは、一般に、マオウ科（*Ephedraceae*）のマオウ（*Ephedra intermedia* Schrenk ex C. A. Meyer）のことを指すと解されている。西アジア～中央アジア～中国西部の乾燥した山岳地帯を原産地とし、日本国に自生はない。

木簡③との関係で後に更に述べる。

㉒ 葛（葛根）

『医心方』には、「葛根」について、「和名久須乃櫛」とある。

「くすの根（薬の根）」と読める。

「葛」とは、マメ科 (*Fabaceae*) のつる性植物であるクズ (*Pueraria montana* (Loureiro) Merrill var. *lobata* (Willdenow) Maesen & S. M. Almeida ex Sanjappa & Predeep) を指す。

荷札木簡との関係で、後に詳述するとおりである。

② 知母（地母・知葍）

『医心方』には、「和名也末止已呂 又也未志」とある。

「知母」とは、一般に、ユリ科 (*Liliaceae*) のハナスゲ (*Anemarrhena asphodeloides* Bunge) のことを指すと解されている。日本国に自生はない。

③ 薊

『医心方』には、「大小薊」として、「和名阿佐美」とある。この記述から、もともと総称であったことを理解することができる。

キク科アザミ属 (*Cirsium*) を広く指すものであろう。

代表的な植物は、ノアザミ (*Cirsium japonicum* Candolle) である。

④ 大戟

『医心方』には、「和名波也比止久佐」とある。

「大戟」とは、一般に、トウダクグサ科 (*Euphorbiaceae*) のタカトウダイ (*Euphorbia pekinensis* Ruprecht) のことを指すと解されている。和名の「とうだい（燈台）」は、大戟 (*da ji*) の音写と思われる。

日本にあるものは、帰化植物である疑いが強い。

⑤ 附子

『医心方』には、「和名於宇」とある。

「おう（於宇）」は、『出雲國風土記』にある「意宇（おう）」と関連するものかもしれない。

「附子」は、キンポウゲ科 (*Ranunculaceae*) のトリカブト属 (*Aconitum*) に属する植物の総称と考えられる。従来、非常に細かく分類されてきたが、遺伝子解析が進み、再分類が行われている最中である。『本草和名』にも、烏頭、烏喙、天雄、附子、側子の五種について、「和名於宇」とある。

毒草である。

②⑥ 菟絲子（兔糸子）

『医心方』には、「和名欄奈之久佐」とある。

「菟絲子」とは、ヒルガオ科 (*Convolvulaceae*) のネナシカズラ属 (*Cuscuta*) に属する植物の総称であろう。中国においては、ハマネナシカズラ (*Cuscuta chinensis* Lamarck) を「菟絲子」としている。

②⑦ 漏蘆

『医心方』には、「漏蘆」として、「和名久呂久佐 一名阿利久佐」とある。『本草和名』も同じである。『倭名類聚方』には、「和名久魯久佐 一云安里久佐」とある。

「くろくさ」、「ありくさ」と読めるが、意味不明な点は、①⑧桔梗との関連で既述したとおりである。

「漏蘆」とは、一般に、キク科のヒゴタイ (*Echinops setifer* Iljin) のことを指すと解されている。中国の限られた地域のほか、朝鮮半島と日本にある。日本のものが自生であるか、移入品が帰化したものであるかは、判然としないが、おそらく、帰化植物であろう。

似た名前のもに「漏蘆」がある。「漏蘆」とは、キンポウゲ科 (*Ranunculaceae*) のシュウメイギク (*Anemone hupehensis* (Lemoine) Lemoine) のことを指すと解されている。シュウメイギクは、中国原産の植物であり、日本国にあるものは、全て移入品である園芸品種が野生化したものであると考えられる。

木簡④との関係で後に詳述するとおり、木簡④にある「漏蘆」は、「漏蘆」と解すべきである。

②⑧ 芍薬（夕薬）

『医心方』には、「夕薬」について、「和名衣比須久須利」、「一名奴美久須利」とある。

ボタン科 (*Paeoniaceae*) のシヤクヤク (*Paeonia lactiflora* Pallas) のことを指す。

木簡史料、『医心方』、『延喜式』では、「芍薬」ではなく、「夕薬」と略記されている。

現在の日本国にあるものは、全て渡来品の子孫であるか、または、江戸時代以降に大量に再輸入された園芸品種の子孫である。

②⑨ 白薺（白歛・白僉）

『医心方』には、「和名也末加加美」とある。

「白薺（白斂）」とは、一般的には、ノブドウの一種である白薺 (*Ampelopsis japonica* (Thunberg) Makino) のことを指すと解されている。中国原産であり、日本国内に自生はない。

③① 白薺（白微）

『医心方』には、「和名美奈之古久佐」、「一名阿萬奈 又久呂女久佐」とある。

「白薺」とは、一般的には、キョウチクトウ科 (*Apocynaceae*) のフナバラソウ (*Vincetoxicum atratum* Bunge) のことを指すと解されている。

③② 大黃

『医心方』には、「和名於保之」とある。

「おお（於保）」は、「王」または「大王」を意味すると解することが可能である。漢名が「大黃將軍」であるので、意味的には正しい。しかし、「おおし（於保之）」は、「大黃」の和風音写の一種であろう。

正倉院の「種々薬帳」との関連で、後に詳述するとおりである。

③③ 薏苡仁（薏仁）

『医心方』には、「薏」について、「和名都之多末」とある。「つのだま」と読むことができ、これが「じゅずだま」に変化したものではないかと想像される。あるいは、「薏苡 (ji ji)」の音写かもしれない。

「薏苡仁」とは、イネ科 (*Poaceae*) のジュズダマ (*Coix lacryma-jobi* Linnaeus) の果実 (仁) のことを指すと解されている。非常に古い時代から栽培され、選抜により改良された品種が「ハトムギ」である。

③④ 苦参（久参）

『医心方』には、「名久良良 一名丁止利久佐」とある。

「苦参」とは、一般に、マメ科 (*Fabaceae*) のクララ (*Sophora flavescens* Aiton) を指すと解されている。

③⑤ 麦門冬（麥門冬）

『医心方』には、「和名平止平止之 又加美乃也 出知泉」とある。丹波康頼は、自生の植物と考えていたということを知ることができる。おそらく、漢代～三国時代に渡来した帰化植物なのであろう。産地の「知泉」がどの場所を指すのかは、不明。

第17改正日本薬局方は、「麦門冬」について、「ジャノヒゲ *Ophiopogon japonicus* Ker-Gawler (*Liliaceae*) の根の膨大部である」と定義している。

なお、別の植物を指すとの見解もある。

③⑤ 薯蕷（薯預）

『医心方』には、「薯蕷」について、「和名也末都以毛」とある。『本草和名』も同じ。

「やまついも（山つ芋）」または「やまといも（倭芋）」と読める。

「薯蕷」とは、一般に、ヤマモイモ科のヤマノイモ (*Dioscorea polystachya* Turczaninow (Syn. *Dioscorea batatas* Decaisne)) のことを指す。その栽培品のことを「ナガイモ」という。中国南部～東南アジア原産の植物と考えられるが、かなり古い時期に渡来した可能性がある。

③⑥ 商陸

『医学心方』には、「和名以乎須歧」とある。

「商陸」とは、一般に、ヤマゴボウ科のヤマゴボウ (*Phytolacca acinosa* Roxburgh (Syn. *Phytolacca esculenta* Van Houtte)) のことを指すと解されている。

毒草である。

③⑦ 鳶尾（塩无）

『医心方』には、「鳶」について、「和名古也須久佐」とある。

「鳶尾」とは、一般に、アヤメ科 (*Iridaceae*) のハクシャカン (*Iris dichotoma* Pallas) のことを指すと解されている。

この植物は、中国北部～モンゴル～ロシア（シベリア）～朝鮮半島に分布する寒冷地の植物であり、日本国には自生しない。

③⑧ 射干（夜干）

『医心方』には、「射」について、「和名加良須安不歧」とある。

「からすあうき」と読める。「烏扇」であろうか。

「射干」とは、一般に、アヤメ科 (*Iridaceae*) のヒオウギ (*Belamcanda chinensis* (Linnaeus) Redouté) を指すと解されている。

日本国には自生しない。

③⑨ 細辛

『医心方』には、「和名美良乃櫛久佐 又比歧乃比太比久佐 又美也末好奈波」

とある。

「びらのねくさ」は「えびらのねくさ」であり「叢の根草」であろうか。「ひきのひたいくさ」は「馬の額草」であり、「馬胃」のようなものを指すと考えられる。「美也末好奈波」は、その正確な読みを含め、全くわからない。日本語ではなく、渤海語（契丹語）または鮮卑語かもしれない。

現代の日本国の第17改正日本薬局方は、「當歸（当帰）」について、「ウスバサイシン *Asiasarum sieboldii* F. Maekawa 又はケイリンサイシン *Asiasarum heterotropoides* F. Maekawa var. *mandshuricum* F. Maekawa (*Aristolochiaceae*) の根及び根茎である」と定義している⁽⁴³⁾。この定義の学名は、明らかに誤りである。

現代の中国において「細心」と認められているのは、北海道に分布が認められるオクエゾサイシン (*Asarum heterotropoides* F. Schmidt) である。この植物は、中国原産のもので、中国東北部（吉林省、遼寧省、黒竜江省）のごく限られた地域以外では、日本（北海道）及び千島列島にのみ分布するとされている。北朝鮮には存在している可能性があるが、不詳。

Asarum sieboldii Miquel は、「漠城細辛」と呼ばれ、中国の遼寧省及び朝鮮半島の一部に自生している。日本国には存在しない。高句麗や渤海國または三国時代の魏・晋もしくは鮮卑族の諸国と関連の深い植物と思われる。日本国内にある類似種は、古代における移入後、日本国の温暖な気候の中で生き残ることのできる形質的特性をもった個体が自然淘汰の中で選別された結果の産物（突然変異による変種の場合を含む。）であるかもしれない。

日本国内において「細心」として流通している植物が野生種であるとの確証は全くなく、逆に人工交配種及びその子孫であることが普通である⁽⁴⁴⁾。このことは、カンアオイの仲間 (*Asarum*) 全般について言えることであり、おそらく、その大部分が遅くとも江戸時代以降の人工交配による園芸品種の子孫と考えられる。いずれも、全く同様の形質をもつ野生種が中国内には存在しない。

結局、『養老令』の「医疾令」施行当時に「細辛」として扱われていた植物が現代の学名ではどの植物種に該当するのかを特定することは不可能である。

4. 2 植物種の同定からの示唆

上記の検討の結果、現実にはそれらの植物が生きた状態で自生または栽培されていたか否かを一応措くとすれば、『養老令』の「医疾令」の施行の頃（平城宮当時）及びそれ以前（藤原宮当時）において利用可能と推定される『集注』に収録されている植物の中でも決して少なくない種類の植物の名が知られていたという事実を確定することは可能である。

特に、木簡資料は、偶然的に保存され、偶然的に発見されるのが普通であり、当時存在した木簡の圧倒的多数は既に物理的に消滅してしまっているはずであるので、既発見史料に含まれる植物種の種類数だけでも相当に多いと考えるべきである。当時の倭国（日本国）において、少なくとも医方・薬方の知識だけは唐における知識と遜色のないものであり⁽⁴⁵⁾、また、可能な限り多くの薬草（生薬・種子・地下茎等）の輸入が試みられたと推定することも可能である⁽⁴⁶⁾。

推論の方法としては、例えば、『本草集注』、『劉涓子鬼遺方』、『備急千金要方』及び『外臺祕要方』等のような古代中国の専門書の写本の一部のようなものであると確認できる木簡が1枚でも存在している場合、その木簡が作成された時点では、残存していない部分全部が揃っていたと推定するほうが合理的である。換言すれば、現存する木簡の文字によって客観的に確認可能な種類数の何十倍かの植物種の名が、少なくとも文字資料に基づく知識としては、当時既に知られていたと解釈するのが正しい。

5 正倉院保存資料の検討

『養老令』「医疾令」の施行後の時点において日本国に実在した本草（生薬）の一部は、正倉院御物として保存されてきた。正倉院御物である薬物（薬草）に関する研究結果は多数あるが、近年の研究成果としては、前掲『正倉院の香薬』136～335頁にまとめられている。

正倉院御物である薬草の目録は、東大寺献物帳の一部であり、「種々薬帳」の略称で知られる「天平勝宝八歳六月二日献物帳」に残されている。目録に名がありながら現物の存在が確認されていないものもあるが、例えば、前掲『正倉院の香

薬』144～145 頁では「防葵」及び「狼毒」の現存が示唆されており、おそらく、目録どおりの植物が全て献上・収納されたのであろう。

「種々薬帳」にある薬草は、後述の『延喜式』にあるものと同様、確実に実物が存在し、処方することのできた薬草である。ただし、現在の植物名と一致するとは限らないので、その同定作業が必要となる。

5. 1 「種々薬帳」に記載された本草名

「種々薬帳」に記載されている薬草名の中で、本稿における検討との関係において特に重要なものは、人参、大黄及び甘草の 3 種である。

これら 3 種の薬草は、当時において、格別に貴重なもの、換言すると、日本国内においては通常の方法によって入手することが不可能なものであったということを示すものとして理解することができる。

そこで、「人参」、「大黄」及び「甘草」の名で献上され、現代まで保存されてきた薬草が、現代における植物名ではどの植物種に該当するかという点に関し、前掲『正倉院の香薬』に示されている検討結果を踏まえ、若干の検討を試みる。

5. 2 現代における調査結果

(1) 人参

前掲『正倉院の香薬』175～176 頁は、柴田承二氏による研究成果等を踏まえ、正倉院御物である「人参」とは、現代において「人参」として認識されているウコギ科 (*Araliaceae*) のトチバニンジン (*Panax ginseng*) と同一の植物であると結論付けている。

(2) 大黄

前掲『正倉院の香薬』186～190 頁は、柴田承二氏による研究成果等を踏まえ、正倉院御物である「大黄」とは、現代において「錦紋大黄」として知られている植物と同じ植物であると結論付けている。

しかし、「錦紋大黄」は、単一の植物種を示す名称ではなく、タデ科 (*Polygonaceae*) に属し、中国の寒冷な高山地帯に生育する大型の植物数種の総称であると解するのが一般的である。別称として、「將軍」または「大黄將軍」との名もあるが、それは、草丈が 1.5m～2.0m と非常に高くなり、葉も大きくなる植物であり、全体とし

て威風堂々とした草姿をしていることに由来するものであろう⁽⁴⁷⁾。「錦紋大黄」と呼ばれる一群の植物の中には、掌葉大黄 (*Rheum palmatum* Linnaeus)、鷄爪大黄 (*Rheum tanguticum* (Maximowicz ex Regel) Maximowicz ex Balfour) 及び薬用大黄 (*Rheum officinale* Baillon) 並びにそれらの種の多種多様な種間雑種が含まれると解するのが一般的な見解である。

要するに、「大黄」とは、特定の植物種を指すものではなく、これらの大型植物の総称であり、その多種多様な種間雑種の存在を考えると、比較的大きな複合体 (complex) として理解するのが正しいのではないかと思われる⁽⁴⁸⁾。

(3) 甘草

前掲『正倉院の香薬』199～203頁は、化学成分等の調査結果を踏まえた上で、正倉院御物の「甘草」の中に複数の種が含まれている可能性を示唆している。私見によれば、「甘草」の仲間 (*Glycyrrhiza*) は、一般的に容易に交雑を発生させやすい傾向をもつマメ科 (*Fabaceae*) の植物に属するので、有史前から多種多様な雑種の複合体 (complex) であった可能性を検討すべきである。

前掲『正倉院の香薬』の叙述による限り、正倉院御物である一群の「甘草」の中には、ウラルカンゾウ (*Glycyrrhiza uralensis*) として分類されている植物が含まれていると考えることができる。

6 考察

今後、新たな発掘により更に種類が増えることが十分に予測されるが、『集注』に含まれており、かつ、現在でも良く知られている生薬の名が多数含まれていることを理解することができる。ただし、「字を書く練習」に過ぎなかった場合や輸入した書物の写本のようなものに過ぎない場合もあり得る。

以上を踏まえた上で、幾つかの点に関して検討を加える。

6.1 薬用ではない植物

「茜」、「紫草」及び「葛」の数量が比較的多いけれども、これらは、薬用というよりは別の目的のために大量に上納された可能性が高い。

茜と紫草は染料の原料である⁽⁴⁹⁾。

葛（葛根）のデンプン質が食用とされるほか、繊維の原料としても用いられる。藤原宮出土の木簡・藤原宮 2-652（木研 1-15 頁-(4)・飛 4-7 下(43)）には、「芝」との記載がある。しかし、この木簡上の文字は、「大根」と一緒に記載されているところから、その「芝」は、燃料としての芝（木の枝）を示すもので、本草としての「芝」を示すものではないと解するのが妥当である。

その他、一般の消費のために輸送された物品の荷札である木簡については、医方・薬方と関連する直接の資料とはいえない。ただし、輸送された産物の中でも、例えば、海藻⁽⁵⁰⁾のようなものが薬用に供されることがあることは別問題である。それゆえ、今後の研究のあり方としては、直接的に得られる証拠的な価値と、間接的に得られる評価とを統合するような何らかのプラットフォームのようなものが必要になると考えられる⁽⁵¹⁾。

6. 2 中国からの輸入書籍の写本と推定すべき木簡

発掘された木簡の中には、何らかの植物と推定される文字が記載されているものであっても、その木簡上の文面の全体構成や体裁等から、特定の特殊な用途のものと思われるものがある。古代中国の三国時代～唐代に存在した医学・薬学関係の書物の中から類似するものを調査することによって、その可能性が多寡を検討することは可能である。

本稿において検討した木簡の中では、前述の表の「重複」の欄に①ないし⑤と符合を付したものがそれに該当する。以下、それぞれ「木簡①」、「木簡②」、「木簡③」、「木簡④」及び「木簡⑤」として、簡単な検討を加えた結果を述べる。なお、このようなタイプの検討においては、当然のことながら、文献の参照及び比較対照の漏れが不可避的に生じ得る。細部については、継続して、更に研究を深める必要がある。

6. 2. 1 木簡①について

藤原宮跡西面南門地区出土の木簡①・木研 11-33 頁-2(3)（飛 9-11 上(68)）は、現時点の奈良文化財研究所木簡データベース上では、「□□□□〔四カ〕両○桃四両○桂心三両○白芷三両\ ←□○車前子三両○防風三両」（表面）、「/ ←□両/ 栝実⁽⁵²⁾ 一両// ○右九物」（裏面）と読まれている⁽⁵³⁾。

これと類似する文を探してみると、唐代の孫思邈（ユリウス暦 541 年頃～682 年頃）の『備急千金要方』巻六十に「石英煎治男子女人五勞七傷消枯羸瘦風虛瘧冷少氣力無顔色不能動作口苦咽燥眠中不安惡夢驚懼百病方 白石英碎如米以醇酒九升銅器中微火煎取三升以竹篾攪勿住手去滓澄清紫石英各一斤製同上 乾地黃一斤 白蜜三斤酥 桃仁各三升 石斛五兩 栝子仁 遠志 茯苓 山茱萸 人參 麥門冬 桂心 乾薑 五味子 白朮 菴蓉 甘草 天雄 白芷 細辛 芎藭 黃耆 防風 薯蕷各二兩 右二十四味治下篩內煎中如不足加酒取足為限煎令可丸丸如梧子大酒服二十九日三稍加至四十九為度無藥者可單服煎令人肥白充實藥角圓丸」とある。

木簡①に書かれている内容は、この『備急千金要方』の処方と全く同じものではないが、「車前子」を除いては、一致していることに注目すべきである。その対応関係は、以下のとおりである。

木簡①	桃	桂心	白芷	防風	栝実
備急千金要方	桃仁	桂心	白芷	防風	栝子仁

現代では既に散逸してしまった何らかの文献のほぼ正確な写本である可能性と、『備急千金要方』の薬方をコンパクトにまとめてしまったものである可能性の両方を想定することができ、そのいずれとも決し難い。これらの点に関しては、木簡③との関係で、更に後述する。

6. 2. 2 木簡②について

藤原宮北辺地区⁽⁵⁴⁾出土の木簡②・木研 5-84 頁-(44)（奈良県『藤原宮』-(74)）は、現時点の奈良文化財研究所木簡データベース上では、「本草集注上巻」（表面）、「黄芩二両 芷白芷二両→」（裏面）と読まれている。また、データベース上の備考欄には「下欠」との説明がある。

ところで、『集注』の記述の中で、分量（両など）を示した詳細な処方を記載した部分はない。そのことから推測して、この木簡②は、当初は、『本草集注』の上巻を記録した一群の木簡の表紙に相当するものであったものが、その後、何らかの理由で使われなくなり、裏面を再利用して、別の薬方の一部を記載したものであると推定される。また、「芷白芷二両」は、誤記の一種であり、「白芷二両」が正しいのではないかと推測される。そして、「下欠」であるので、これに続く文は不明であるが、当初においては、更に薬方の記載が続くものであったということを推測す

ることができる。

そこで、「黄芩二兩」及び「白芷二兩」を含む文を探してみると、『劉涓子鬼遺方』の中には、「黄芩」と「白芷」を同量で用いる処方がある。

例えば、『劉涓子鬼遺方』巻五には、「治癰疽敗壞、生肉地黄膏方」として、「生地黃一斤 辛夷 獨活 當歸 大黃 芎 黄耆 薤白 白芷 芍藥 黄芩 續斷 各二兩」とあり、また、「治久病疥癬 諸惡瘡毒 五黄膏方」として、「雌黄 雄黄 黄連 黄柏 黄芩 青木香 白芷 各二兩」とあり、「治熱瘡 生地黃膏方」として、「生地黃 白藜 白芷 黄連 升麻 黄芩 大黃 以上各十兩」とある⁽⁵⁵⁾。

劉涓子は、古代の中国・三国時代の晋（ユリウス暦 265～420 年）の末頃の人とされ、後に、南齊の龔慶宣がユリウス暦 499 年頃に再編集して『劉涓子鬼遺方』を編纂したのだという。この龔慶宣が編纂した版の『鬼遺方』が現在まで至る様々な版の元になっており、それは、『医心方』にも影響を与えたとされている⁽⁵⁶⁾。

日本国の古代には、『三国志』の「魏書」第 30 卷にある「烏丸鮮卑東夷伝倭人条」（いわゆる「魏志倭人伝」）に倭國のことが記述されて以来、南北朝の諸王朝との間で深い交流があったと推定されるから⁽⁵⁷⁾、かなり早い時期に『劉涓子鬼遺方』が日本国に輸入され、実際に利用されていた可能性がある。

6. 2. 3 木簡③について

前掲藤原宮朝堂院回廊東南隅出土の木簡③・木研 27-27 頁-(46)（飛 18-18 上 (60)）は、現時点の奈良文化財研究所木簡データベース上では、「秦膠酒方治四支風手臂不収■脚胛弱或有病急→」（表面）、「天門冬三兩／去心／葱荏一兩獨活五兩／□[細?] 辛三兩／附子二兩／炮／巴→／五→／」（裏面）と読まれており⁽⁵⁸⁾、「■」の部分については、偏が「月」であり、旁が「比」であるとの注が付されている。

誤読の可能性があることを前提に、近似する文言を含む唐代の文献を探してみると、孫思邈の『備急千金要方』⁽⁵⁹⁾の巻二十四に「秦朮酒治四肢風手臂不収脚胛弱或有拘急攣屈屈指偏枯痿瘳小不仁頑痺者悉主之方 秦朮 天門冬 五加皮 牛膝附子 桂心各三兩 巴戟天 杜仲石南 細辛各二兩 獨活一兩 葱荏仁一兩 右十二味咬咀以酒二斗漬之得氣味可服三合漸加至五六合日三夜一」とある。この木簡の文言と『外臺祕要方』中の類似する文言部分とを対比してみると、まず冒頭部分は、下記のようになる。

木簡③	秦膠酒方治	四支風手臂不収■脚疼弱或有	病急・・・・
備急千金要方	秦朮酒治	四肢風手臂不収髀脚疼弱或有	拘急攀縮屈指偏枯痿躄瘠小不仁頑痺者悉主之方

「膠」と「朮」は、当時において同じ意味をもつものであったか、少なくとも同音であったと推定され、実質的に同一である。

「■」の部分の偏の「月」と「髀」の偏である「骨」とは字形が似ており、かつ、字義としても通ずるところがあるので、「■」の部分の傍の「比」と「髀」の部分の傍の「卑」とはほぼ同音の字であることから、写本の際の誤った略記の一種であったと推定される。

そして、「秦膠」は、『集注』にある「秦膠」及び『新修本草』巻第八にある「秦朮」を指すものと推定される⁽⁶⁰⁾。『新修本草』巻第八には、「秦朮」の説明として、「菖蒲為之使 飛鳥或者地名 今出甘松 龍洞 蠶陵 長大黃白色為佳 根皆作羅文相交 中多衛土 用之熟破除去 方家多作秦膠字 與獨活療風常用 道家不須爾」とあることからそのことが証明される。

次に、木簡中にある「天門冬」との文字に続く部分について、対応する語を比較してみる。

木簡③	天門冬三兩
備急千金要方	秦朮 天門冬 五加皮 牛膝 附子 桂心各三兩

木簡③	薏苡一兩	独活五兩	□ [細?] 辛三兩
備急千金要方	薏苡仁一兩	獨活一兩	巴戟天 杜仲石南 細辛各二兩

そして、木簡③の「附子二兩」は『備急千金要方』の「秦朮 天門冬 五加皮 牛膝附子 桂心各三兩」中にある「牛膝附子」、「炮/巴→/五→」は「右十二味咬咀以酒二斗漬之得氣味可服三合漸加至五六合日三夜一」の部分の断片と考えるのが合理的である。そもそも現物の木簡の状態が「下欠」の断片状になっているため、この木簡上に残存する文字だけに依拠して最善の努力を尽くして解読した結果が現状の解読結果になっている可能性が高い。

以上のことから、この木簡③は、『備急千金要方』巻二十四の写本のようなものではないかと考えられる。

ところで、『大同類聚方』⁽⁶¹⁾ 卷之十四に収録されている依也美（疫病・傷寒）の薬方にある乃保之薬⁽⁶²⁾ は、同じく龍胆を主体とすると推定される薬方として記述され、出雲國の國造、出雲臣國成の処方であり、元は武内宿禰の処方であり、「大病で頭痛、悪寒、戦慄の後、高熱が出て、汗をかかない者」への処方として、「衣也美久作 豆知太良 波自加美 万久寸禰 奈留波自加美 五味水煎」と記述している⁽⁶³⁾。

多様に解釈し得るものであるが、1つの読み方としては、「えやみ草、つちたら、はじかみ、くず根、なるはじかみ、以上の5種を湯で煎じる」と読んだ上で、「龍胆 独活 巴椒 葛根 蜀椒 五味湯」との漢文からの読み下し文のようなものを記録したものと考えることが可能である。『備急千金要方』にある「巴戟天」⁽⁶⁴⁾ を「巴椒」と誤解または誤記することはあり得る。そして、ここでいう「龍胆」と「秦膠（秦朮）」とがほぼ同義と解した上で、前述の『備急千金要方』の卷二十四の「秦膠（秦朮）」の処方と対比してみると、「龍胆」と「独活」は共通しているが、他は一致していない。

しかしながら、『備急千金要方』の卷二十四を更に検討してみると、その中には、「龍胆」、「独活」、「蜀椒」、「葛根」、「姜」を用いた処方が多数収録されていることを見出すことができる。

そこで、「はじかみ（波自加美）」を「巴椒」ではなく「ショウガ（生姜または乾姜）」と解することは、十分に可能であるので⁽⁶⁵⁾、その前提の読みを漢文風に書き直すと、「龍胆 独活 乾姜 葛根 蜀椒 五味湯」または「龍胆 独活 生姜 葛根 蜀椒 五味湯」となる。

そして、検討してみると、例えば、特に、『備急千金要方』の卷二十四の中には「黄耆 酒治風虚脚疼痿弱氣悶不自收攝兼補方 黄耆 烏頭 附子 乾姜 秦朮 蜀椒 芎藭 獨活 白朮 牛膝 菴蓉 細辛 甘草 各三兩 葛根 當歸 菖蒲 各二兩 半山 茱萸 桂心 鍾乳 栝子仁 天雄 石斛 防風 各二兩 大黃 石南 各一兩」とあり、この処方では、「はじかみ（波自加美）」を「姜（生姜または乾姜）」と解すると、「龍胆（秦膠・秦朮）」、「姜（乾姜）」、「独活（獨活）」、「葛根」、「蜀椒」の5品目が一致しているのである。

「はじかみ（波自加美）」を「姜（生姜または乾姜）」と解するとすれば同様の一致を認めることのできる例は、唐代の王燾（ユリウス暦 670 年～755 年）の『外臺

祕要方』の中にも見られる。例えば、『外臺祕要方』の巻十八には、「療脚弱神驗防風湯」の処方として、「防風三兩 獨活二兩 黄芩二兩 茵芋二兩 葛根二兩 芎藭二兩 細辛一兩 蜀椒一兩出汗 防己一兩 桂心一兩 芍藥二兩 麻黄一兩去節 石膏一兩碎 生薑三兩 烏頭三枚炮 茯苓三兩 甘草二兩 右十七味 切以竹瀝一斗煮取四升去滓分」とあり、「龍胆（秦膠・秦朮）」を除き、「姜（生薑）」、「独活（獨活）」、「葛根」、「蜀椒」の4品目が一致していることになる。

これらのことから、『大同類聚方』の中には、『備急千金要方』及び『外臺祕要方』のような古い中国の処方をコンパクト化したものが含まれている可能性がある⁽⁶⁶⁾。

6. 2. 4 木簡④について

前掲藤原宮北辺地区出土の木簡④・木研 5-83 頁-(36) (奈良県『藤原宮』-(69)・日本古代木簡選) は、現時点では、「漏蘆湯方 漏蘆／二両〵升麻／二両〵黄芩／二両〵大黃／二両〵枳実／二両〵白僉／二両〵白微／二両〵夕藥／二両〵甘草／二両〵」（表面）、「麻黄／二両〵漏蘆〵新家親王〵湯方 兔糸子〵〵本草」（裏面）と読まれている。

誤読の可能性があることを前提に、近似する文言を含む唐代の文献を探してみると、王焘『外臺祕要方』の巻二に「小品漏蘆連翹湯 療傷寒熱毒變作赤色癰疽丹疹腫毒及眼赤痛生障瞖悉主之方兼療天行 漏蘆二兩 連翹二兩 黄芩二兩 麻黄二兩去節 白欝二兩 升麻二兩 甘草二兩炙 大黃三兩切 枳實三兩炙」とある。

この木簡④の文言「漏蘆二兩 升麻二兩 黄芩二兩 大黃二兩 枳実 二両 白僉二両白微二両 芍藥二両 甘草二両・・・」と上記の『外臺祕要方』巻二の中の類似する文言部分とを対比してみると下記のようなになる。なお、木簡④は、『外臺祕要方』にある「連翹」を「麻黄」で置き換えたものと推定されるので、そのように対応関係を示すことにした。ただし、「麻黄」の部分は、「連翹」と意味的に一致する別の文字を誤読したものである可能性を否定することができない。

木簡④	漏蘆二両	麻黄二両	黄芩二両	枳実二両	大黃二両
外臺祕要方	漏蘆二両	連翹二両	黄芩二両	枳實三両	大黃三両

木簡④	升麻二両	夕藥二両	白僉二両	白微二両	甘草二両
外臺祕要方	升麻二両	芍藥二両	白欝二両	白微二両	甘草二両

以上のことから、この木簡④は、『外臺祕要方』巻二にある「漏蘆連翹湯」の処方の一部修正を加えた写本であると考えられる。木簡④にある「漏蘆」は、「漏蘆」の誤記または略記と解するのが妥当である。

方名は、『外臺祕要方』巻二では「漏蘆連翹湯」であるのに対し、木簡④では、「漏蘆湯」となっている。

裏面最後の「漏蘆\新家親王○湯方 兎糸子□○本草」の部分で推定してみると、それは、おそらく、「漏蘆」、「新家親王之湯方 兎糸子二両以本草」のような文で、その意味は、「新家親王の湯方では、漏蘆を菟絲子二両に代えて本草とする」というような趣旨のものであったろうと想像される⁽⁶⁷⁾。

この木簡④と関連して、前述の藤原宮北辺地区出土の別の木簡・奈良県『藤原宮』-(80)には、データベース上では「升麻二両○白銀二両○枳実二両\□□[夕?」葉□」と読まれており、これは、木簡④とほぼ同一の内容のもの的一部分であると考えられる。すなわち、本来は、「升麻二両 黄芩二両 白銀二両 枳実二両 芍薬二両」というような内容の文であったと考えられる。

このように、ほぼ同一の内容の木簡が複数存在するという事実は、それ自体として、非常に重要なことである。

6. 2. 5 木簡⑤について

藤原宮北辺地区出土の木簡⑤・木研 5-83 頁-(38) (奈良県『藤原宮』-(75)・日本古代木簡選)は、現時点では、「受被給薬／車前子一升○西辛一両／久参四両○右三種／多治麻内親王宮政人正八位 下陽胡甥」と読まれている。

これらの文字の中で、「西辛」は「細辛」を指し、「久参」は「苦参」を指すと解するのが一般的である。

この木簡⑤は、但馬内親王宮の家令であり正八位下の陽胡甥から典薬寮⁽⁶⁸⁾に宛てた本草(葉草)の請求書のようなものであると考えられる⁽⁶⁹⁾。中国からの輸入書籍の写本とは考え難いが、更に検討を要する。

陽胡氏は、古代氏族の1つで、百済の楊侯氏を祖とするとされ、陽侯氏(陽侯史)とも呼ばれるが、本来は、漢人系の陽氏であったと思われる⁽⁷⁰⁾。「正八位下」なので、高い地位にあったわけではないが、但馬内親王に仕える官僚であることは間違いない。そして、但馬内親王とは、天武天皇と藤原鎌足の娘・氷上大刀自との間に生まれた但馬皇女⁽⁷¹⁾のことを指すと解される。

但馬皇女が「車前子」を典藥寮に所望したという事実は、非常に重要である。当時、それくらい希少な植物であったことを示すことになるからである。

6. 3 荷札と推定される木簡の評価

上記の木簡の表の中にある荷札と推定される木簡について、後代の『延喜式』にある記述と比較対照しつつ、若干の検討を試みる。

(1) 美作國

美作國は、現在の岡山県津山市及びその周辺にあった古代の國である。

この美作國から出されたと思われる荷札に「茜」の名があることについては、諸々の観点があり得る。すなわち、「茜」に該当するアカネ (*Rubia argyi*) は、現在では本州において普通にみられる小型の植物であり、特に人里近くの路傍に生えており、特に珍しい植物ではない。そうであるにも拘らず、美作國からの「茜」の荷札が複数発見されているということは、当時としては、かなり貴重な植物であったと推定することを可能とする。つまり、アカネは、日本国に自生していた植物ではないという仮説を立てることができる。ただし、平城京の人口が急増し、染料の需要に対する供給が追いつかなくなったため、相対的に高価なものとなったと考えることは可能である。

なお、『延喜式』第三十七典藥寮には、「美作國卅一種」として、の名がある。黄連、前胡、人參、主不留行（王不留行）、獨活、桔梗、香薷、商陸、藍漆、菖蒲、細辛、夕藥（芍藥）、當歸、漏蘆、地榆、白朮、黄蘗、薺苳、五加、藺茹、白芷、大戟、厚朴、紫苑、升麻、澤寫、黄精、茵芋、桑茸、榧子一、薯蕷、秦椒、蜀椒、麥門冬、桃人（桃仁）、車前子、吳茱萸、乾棗、鹿角、白彊蝨とある。これらの名の中に「茜」はないので、藥草（本草）とはみなされていなかった、または、既に希少品ではなくなっていたのであろう。

(2) 常陸國那賀郡

常陸國那賀郡は、現在の茨城県ひたちなか市及びその周辺にあった古代の郡である⁽⁷²⁾。常陸國那賀郡を含む地域には、大小の古墳が多数あり、現在でも残されている⁽⁷³⁾。

この常陸國那賀郡から、危険な遠路を経て平城京まで「茜」が運搬されたことの重要性は、美作國の場合と同じである。

なお、『延喜式』第三十七典藥寮には、「常陸國廿五種」として、青木香、桔梗、芍薬、大戟、前胡、枸杞、獨活、蛇銜、白朮、藍漆、龍膽、杜仲、白芷、白頭公、茯苓、當歸、甘草、黃耆、狼牙、干地黄、薯蕷、麥門、桃人（桃仁）、附子、蛇床子の名がある。これらの名の中に「茜」はない。

(3) 武蔵国

「无耶志国薬」との荷札の記述は、「武蔵國の薬園」を意味すると解するのが一般的である。武蔵國は、現在の神奈川県～東京都西部にあった古代の國である。

『延喜式』第三十七典藥寮には、「武蔵國廿八種」として、黄芩、芍薬、丹参、蛇銜、母、枸杞、夕薬（芍薬）、桔梗、細辛、大黄、土瓜、當歸、甘遂、欬冬花、瓜蒂、干地黄、桃人（桃仁）、烏頭、附子、決明子、牡荊子、亭歷子、蛇床子、地膚子、荳蔻子、蜀椒、麻黄、豉大とあり、これらの名の中に荷札の「桔梗」と一致する「桔梗」がある。

(4) 橘樹郷

橘樹郷の所在地について、一般的には、現在の神奈川県川崎市高津区にあった武蔵國橘樹郡のことを指すと解されている。川崎市高津区子母口富士見台には古墳があり、弟橘媛の墓とされている⁽⁷⁴⁾。この古墳に近接する橘樹神社では、日本武尊と弟橘媛を祭神として祀っている。この神社は、古代の官衙の一部であった可能性があるが、一般的には、川崎市宮前区野川にある天台宗・影向寺をもって郡衙所在地であると推定する見解が多い。この影向寺は、薬師如来を本尊としている。古代の薬園が所在していた痕跡を示すものかもしれない。

この武蔵國橘樹郡から、危険な遠路を経て平城京まで「茜」が運搬されたことの重要性は、美作國及び常陸國那賀郡の場合と同じである。

なお、上述の『延喜式』第三十七典藥寮の「武蔵國廿八種」は、武蔵國の薬園で栽培されていたものと推定される。これらの名の中に「茜」はない。

(5) 美濃國

美濃國（三野國・御野國）は、現在の岐阜県に概ね相当するが、その中でも特に青野（現在の岐阜県大垣市）、大野（現在の岐阜県揖斐郡大野町）及び各務野（元相の岐阜県各務原市）を含む地帯にあった古代の國である。

岐阜県は、古代から鋳工業と窯業で有名であったが、渡来人が関与したと思われるこれらの産業の発展した地域においては、中国から渡来した薬草が栽培され、中

国風の医方・薬方が行われていたと推定される⁽⁷⁵⁾。

『延喜式』第三十七典薬寮には、「美濃國六十二種」として、黄芩、芍薬、芫藟、芑胡、大黃、龍膽、栝楼、商陸、榆皮、升麻、主不留行、牛膝、蕪茄、地榆、紫苑、白蒼、石南草、藍漆、白頭公、蛇銜、枸杞、薺苳、杜仲、■草⁽⁷⁶⁾、續斷、桔梗、細辛、松脂、茯苓、獨活、木斛、白朮、丹參、白芷、夕薬（芍薬）、桑螵蛸、卷柏、石斛、厚朴、巴戟天、貝母、蛇蛻、干地黄、榧子、薯蕷、麥門冬（麥門冬）、桃人（桃仁）、半夏、秦椒、葵子、附子大（附子）、五味子、兔糸子（兔絲子）、亭歷子、蛇床子、栝子仁、蜀椒、青礬石、獺肝、熊膽、猪蹄、鹿茸、熊掌とある。これらの名の中に「麥門冬」がある。

(6) 備後國沼隈郡赤坂郷

備後國沼隈郡は、現在の岡山県岡山市付近にあった古代の郡である。

この荷札によって送られた「葛」とは、マメ科 (*Fabaceae*) のつる性植物であるクズ (*Pueraria montana var. lobata*) を指すものと考えられている。

このクズは、繁殖力が極めて旺盛であり、日本各地において普通にみられる。日本国にみられるクズの利用は、かなり古くからあったと推定されているにもかかわらず、「茜」の場合と同様、荷札をつけて平城京に送られたことにはそれなりの意味があるのではないと思われる。つまり、ある時期において、クズが一旦絶滅し、その後、古代の別の時代に再度渡来したという仮説は、成立可能な範囲内にある。また、別の仮説として、平城京における人口の急増による需要の増加に伴い、近隣で採取される「葛」だけでは供給が追いつかなくなったとも考えられる。この場合、有用植物の大部分は、人為的に手入れをしないと消滅しやすいという傾向性をもつことに留意すべきである。

なお、『延喜式』第三十七典薬寮には、「備後國廿八種」として、白頭公、石斛、桔梗、白朮、細辛、菖蒲、黄蘗、當歸、薺苳、夕薬（芍薬）、木斛、茯苓、升麻、紫苑、夜干（射干）、赤石脂、桑螵蛸、薯蕷、麥門冬、桃人（桃仁）、車前子、蒺藜子、麻子、亭歷子、蜀椒、獺肝、猪蹄、朴消大の名がある。これらの名の中に「葛」の名はないので、『延喜式』編纂当時には、薬草としての希少性が失われていたものと推定される。

なお、これらの中に中国原産のキク科植物と推定可能な植物名（紫苑）が含まれていることには大いに留意すべきである。現在、「ふじばかま（藤袴）」として理解

されている比較的大型のキク科植物は、『延喜式』編纂の頃、中国から輸入され、当初は薬用として用いられ、次第に観賞用のものとなったと推定することが可能である。

また、現在ではどこにでも大量に生えている車前子が薬草として典薬寮に献上されているところから推定すると、当時は、かなり希少な植物であったと考えられる。

(7) 肥後國託麻郡

肥後國託麻郡は、現在の熊本県熊本市及びその周辺にあった古代の郡である⁽⁷⁷⁾。「託麻」の語源は不明であるが、字義どおりであるとすれば、「麻」を託した場所という意味になる。

大宰府を通じて献上された物品の一部を示す記載が荷札木簡にあり、「紫草」が献上されたことを理解することができる。この「紫草」とは、ムラサキ科 (*Boraginaceae*) のムラサキ (*Lithospermum erythrorhizon*) を指すものと推定される。

なお、『延喜式』第三十七典薬寮には、「太宰府十二種」として、木蘭皮、土瓜、石膏、龍骨、皂莢、代楮、禹餘糧、鬼臼、狸骨、檳榔子、人參、石斛とある。これらの品目の中には、倭國（日本国）の九州産ではなく、唐または新羅國から輸入したものが含まれていると推定される。しかし、これらの名の中に「紫草」の名はないので、『延喜式』編纂当時においては、紫草がかなり大量に栽培・生産されるようになっており、その希少性が失われていたと推定することは可能である。

7 まとめに代えて一検討結果による示唆

以上の検討により、『養老令』の「医疾令」が施行されるよりも以前の時期において、『本草集注』だけではなく、『劉涓子鬼遺方』、『備急千金要方』及び『外臺祕要方』等に収録されている薬方が研究されていたこと、少なくとも、その知識が伝来していたことを証明することができた。

古代中国の南北朝時代頃から唐代にかけて、製品化された本草（生薬）だけではなく、生きた種子や苗として、倭國（日本国）にもたらされ、播種・栽培・改良され、それらの中の幾つかが帰化または野外逸出して今日に至っている可能性がある。

このことは、日本国における食文化ないし食生活にも大きな影響を与えている可能

性がある。例えば、薬方にもとづく料理の体系の理論化は、忽思慧『飲膳正要』（78）によってまとめられたとされているが、その基本的な考え方それ自体は古くからあり、日本国の食生活の中に溶け込んでいると考えることは可能である。これらの点に関しては、今後更に検討されなければならない⁽⁷⁹⁾。また、纏向遺跡周辺の遺跡発掘等によって、古い時代から桃が栽培されてきたことが明らかにされているのであるが、そこで収穫された桃が、単純に食用に供されたと解するよりは、中国から伝来した様々な薬方のための原料として用いられたと考えるべき余地がある。ただし、桃を薬方の主原料とする文化は、少なくとも民間レベルにおいては伝承されていないので、支配階級だけが独占する秘儀のようなものであった可能性がある⁽⁸⁰⁾。

他方、『医心方』と『大同類聚方』が編纂されていた当時の朝廷内において、ある種の権力争いの結果として丹波康頼により編纂された『医心方』が採用されるに至ったとの指摘はその分野の専門家によって既に指摘されてきたとおりである⁽⁸¹⁾。これらの仮説に加え、『大同類聚方』とは、『備急千金要方』や『外臺秘要方』等を主たる薬方に用いてきた旧来の一定の勢力が、政治的勢力の巻き返しのために編纂したものであったとの仮説、並びに、その際、処方への優位性を強調するために、『大同類聚方』では、日本国各地で実際に処方されている薬方を上申させ、神々や武内宿禰の薬方に由来する等々の権威づけを行った上でそれを編纂するという形式を採ったものであるとの仮説を立てることが可能である⁽⁸²⁾。

実際の歴史上の出来事としては、『大同類聚方』の上奏によって当時の朝廷における医事行政と関連する権力関係の優劣を覆すことができず、以後、朝廷における医学を取り仕切る権限と権威が丹波康頼を中心とするメンバー及びその子孫に独占されることになった。

『大同類聚方』と『医心方』とを公平かつ客観的に比較した場合、『大同類聚方』に対する『医心方』の論理性及び合理性は、誰の目にも明らかであるし、また、その形式面・全体構成だけでも、当時の医学教育における教科書としての相対的な優秀性が顕著であるから、やはり、『医心方』の採用という結論以外の結論はあり得なかったのではないかと考えられる⁽⁸³⁾。

ところで、一般に、医療や医学を客観的な学術としてとらえ、教育機関によって教示し、専門機関・施設によって実施するという国家体制を採用するのではなく、例えば、前述のとおり、「医疾令」施行当時に予定されていた薬戸のような世襲制の

集団に任せたまとした場合、医方や薬方が正確に伝承（継承）され、特定の一族だけが独占することのできる「芸」または「道」の一種として取り扱われるべきだとの考え方や信念のようなものが優勢になるのは、むしろ必然的なことである。しかし、そのような国家制度の下にある環境においては、実力主義や能力主義は排除され、ひたすら正確に、旧来の作法を学び伝習・継承することだけが求められる。

その意味では、丹波康頼が、『医心方』編纂までの間に古代の中国から輸入され、伝承されてきた医方上、薬方上の学術全てを咀嚼・理解した上で、唐における当時最新の医方・薬方も理解し、それらを総合的に体系付け、理論化したことには大きな功績があり、画期的なことであったと認めることができる。しかし、時代の制約があったため、結局、丹波康頼の関係者とその一族の子孫が、その分野を独占して世襲するのと同然の結果となり、そのような状況は、平安時代後半に至って律令に基づく国家制度の貫徹が現実的なものではなくなるにつれて希薄化するまで続いた。

同様のことは、戦国時代が終息し、新たに興きた清朝における驚くべき学術の進展を徳川将軍家による国策として積極的に導入し、『本草綱目』の和製復刻本が流布された以降の本草学においても、あるいは、先進の西欧医学の習得をめざしているはずの蘭学においても見られた現象なのである。

しかしながら、チャールズ・ダーウィン（Charles Darwin）の意味における自然淘汰（適者生存）の程度・範囲が極めて拡大・増強され、質的に変化し続けている現在のグローバル環境においては、そのような伝習的姿勢または家元制度的な発想だけでは、世界の中における日本国の生存確率を維持し、高めることができない。学術研究の対象が日々刻々と変化する場合には、それは誰の目から見ても当然のことであるが、学術研究の対象が過去のものに固定されている分野においても、少なくとも、その研究手法ないし研究のための手段については、大いに変化し続けていることを正確に認識すべきである。

これを医学及び薬学ないし医事法の分野に限定して言えば、現代社会において研究の対象とすべき事項は、人間（*Homo sapiens*）だけではない。遺伝子編集または遺伝子操作による特定の細胞及びその研究、それらの薬学の分野における応用、医療の現場における産業用ロボット（Robotics）の導入、医療保険や疾病・傷害保険等の分野における人工知能技術及びDNAプロファイル等の生体データ解析技術の大規模な導入、脳科学の進展に伴う従来の内科・外科・精神科とは全く異なる対

象の出現、そして、国家制度全体における自律型ロボット（Robot）または人工知能システムの複合的な導入へと現実の世界が著しく変化し続けており、そのことを念頭に置いて、学としての生存を考えなければならないのである。

しかも、そのような社会環境の下においては、基本的人権を含め、人間社会における基本的な価値観のレベルにおいて、根本的な吟味と再検討が求められることになる。その場面においては、ノーバート・ウィーナー（Norbert Wiener）の意味におけるサイバネティクス（Cybernetics）の概念の正確な理解が求められる⁽⁸⁴⁾。そして、このことは、法史学（法制史）の対象としての医療制度または薬事制度を考える場合においても、明確に認識されなければならないことである⁽⁸⁵⁾。

岡野誠教授の古稀記念にあたり、岡野誠教授から受けた御厚情と御教示への御礼として、以上のとおり、本稿における検討の結果と将来の学術のための示唆を行い、これを閉じる。

（2017年9月28日脱稿）⁽⁸⁶⁾

注

- (1) 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和男『日本思想体系3 律令』（岩波書店、1976）、水本浩典『律令註釈書の系統的研究』（塙書房、1991）、丸山裕美子『日本古代の医療制度』（名著刊行会、1998）、大津透編『日唐律令比較研究の新段階』（山川出版社、2008）、大津透編『律令制研究入門』（名著刊行会、2011）、川北靖之『日唐律令法の基礎的研究』（国書刊行会、2015）
- (2) 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証 附唐令復原研究（上・下）』（中華書局、2006）、黄正建主編『『天聖令』與唐宋制度研究』（中國社会科学出版社、2011）、岡野誠「天聖令依拠唐令の年次について」法史学研究会会報13号1～24頁（2008）、同「唐代における法制史と医学史の交錯」法律論業73巻2・3号99～128頁（2000）、同「唐宋史料に見る『法』と『医』の接点」杏雨14号130～166頁（2011）、同「唐の「安善夫妻墓誌」と安金藏」内陸アジア出土4～12世紀の漢語・胡語文献の整理と研究3～28頁（2013）、丸山裕美子「北宋天聖令による唐日医疾令の復原試案」愛知県立大学日本文化学部論集1号21～40頁（2009）、服部一隆「日本における天聖令研究の現状—日本古代史研究を中心に—」古代学研究所紀要12号31～52頁（2010）、同「養老令と天聖令の概要比較」古代学研究所紀要15号33～46頁（2011）、矢越葉子「天一閣藏明鈔本天聖令の書誌学的検討—唐令復原の一方法として—」お茶の水女子大学人文科学研究11巻55～62頁（2016）
- (3) 原文は、前掲丸山裕美子「北宋天聖令による唐日医疾令の復原試案」30頁の復元による。括弧内の現代語訳は、筆者による。

- (4) 将来的には、データベースの解析技法を駆使した木簡資料及び漆紙文書の解析が進み、ある程度まで解明されるかもしれない。
- (5) 当時輸入された高価な薬用植物は、正倉院の収蔵物からある程度まで推定することは可能である。この点に関しては、米田談典『正倉院の香薬—材質調査から保存へ』（思文閣出版、2015）が参考になる。
- (6) 素人的な発想では、薬草など山野にいくらかでも生えていると考えがちであるが、そうではない。一般的には、里山近くの半人工環境に点在していることが多い。本草書に記載のある植物の大半は、当時においてもそもそも日本国に自生しなかったと推定されるものが圧倒的に多い。

江戸時代には、『本草綱目』にある本草の大半が日本国の山野には見当たらないため、徳川将軍家の政策判断により、中国（清）から薬用植物の種子や苗が大量に輸入され、日本各地で栽培と品種改良が重ねられた（山田慶兒編『東アジアの本草と博物学の世界（上・下）』（思文閣出版、1995）、高橋京子『森野藤助賽郭真写「松山本草」—森野旧薬園から学ぶ生物多様性の原点と実践』（大阪大学出版会、2014）参照）。現代において山野に自生しているように見えるものの中には、その当時輸入され、栽培された植物群の子孫が含まれていると考えるのが合理的である。それらは、輸入の時点で既に交配により改良された品種であった可能性がある。

また、江戸時代において、飢饉に備えるべく、「救荒本草」として植栽・増殖・維持が奨励された植物品種が非常に多く、その大半が現代まで残っているので、それらは、少なくとも自生の野生個体ではない。現代の日本の山野において野生種として自生していると考えられている植物の中でも特に有用植物とされるもの多くは、正確には野生種ではなく栽培品種（その圧倒的多数は人工交配品）が野生化した個体の子孫である可能性が高いと推定される。『救荒本草』も中国（明）の朱橚によって書かれたものであるが（倪根金注釋『救荒本草校注』（中国農業出版社、2008）、前掲『東アジアの本草と博物学の世界（上）』138～173頁参照）、江戸時代に輸入され、一般に普及した。

加えて、日本国の国土の大部分が先史時代に既に人工環境または半自然環境であったことは確実と思われる（須賀丈・丑丸敦史・岡本透『草地と日本人—日本列島草原1万年の旅』（築地書館、2012）、山野井徹『日本の土—地質学が明かす黒土と縄文文化』（築地書館、2015）、中山誠二『植物考古学と日本の農耕の起源』（同成社、2010）、小畑弘己『タネをまく縄文人—最新科学が覆す農耕の起源』（吉川弘文館、2015）、種石悠『もの語る歴史 31 古代食糧獲得の考古学』（同成社、2014）参照）。

歴史時代以降においても、乱伐等により、植生が大規模に変化し、野生植物の自生地なるものが何度も大規模に消滅し、幾つかの種類生物種の絶滅を発生させた可能性を考える必要がある（森勇一『ムシの考古学（増補改訂版）』（雄山閣、2015）参照）。同様のことは、火山の大規模噴火、大規模な土砂崩れ、大規模な津波等によっても生ずる（遠藤邦彦『日本の沖積層—未来と過去を結ぶ最新の地層—（改訂版）』（富山房インターナショナル、2017）、桑畑光博『超巨大噴火が人類に与えた影響—西南日本で起こった鬼界アカホヤ噴火を中心として』（雄山閣、2016）、高橋一夫・田中広明編『古代の災害復興と考古学』（高志書院、2015）、松本健一『海岸線の歴史』（ミシマ社、2009）参照）。現在と同じ自然環境（特に植生）が1500年前にも同じ場所に存在したと考えるべき科学的根拠は全くない。

- (7) 頁数の関係もあるが、技術的及び時間的な理由により、全ての種類の植物等について完全に網羅的に検討することは、極めて困難なことである。

- (8) 藤原京及びその周辺出土の木簡その他の文字史料に関しては、後掲の表の中で示す出典文献のほか、市大樹『飛鳥藤原木簡の研究』（塙書房、2010）、林部均『飛鳥の宮と藤原京—よみがえる古代王宮』（吉川弘文館、2008）、鶴見泰寿『古代国家形成の舞台—飛鳥宮』（新泉社、2015）、奈良国立文化財研究所編『長屋王家・二条大路木簡を読む』（奈良国立文化財研究所、2001）、東野治之「長屋王家木簡の醬・味津請求文書—『葛氏方』との関連から—」日本医学史雑誌 41 巻 1 号 113～119 頁（1995）が参考になる。中国で出土した医方・薬方関連の木簡等の簡帛史料に関しては、周祖亮・方懿林『簡帛医業文献校釈』（学苑出版社、2014）が参考になる。
- (9) 伝維康・呉鴻洲編（川井正久・山本恒久・川合重孝訳）『中国医学の歴史（第2版）』（東洋学術出版社、2000）参照
- (10) 真柳誠「3 巻本『本草集注』と出土史料」薬学雑誌 35 巻 2 号 135～143 頁（2000）参照
- (11) 真柳誠「国宝、『新修本草』仁和寺本」漢方の臨床 43 巻 4 号 474～476 頁（1996）参照
- (12) 前掲「国宝、『新修本草』仁和寺本」によれば、「天平三年歲次辛未七月十七日書生田辺史」との奥書のあるものがあるとのことである。天平 3 年 7 月 17 日は、ユリウス暦 731 年 8 月 23 日頃に該当する。
- (13) 前掲「3 巻本『本草集注』と出土史料」、上山大峻編『敦煌写本本草集注序録・比丘含注戒本』（法蔵館、1997）、馬繼興主編『神農本草經輯注』（人民衛生出版社、2013）参照
- (14) 『本草集注』は、全体が揃った版のものが現存していないため、『新集本草』、『經史證類大觀本草』及び『重修政和經史証類備用本草』等の中で引用されている逸文をもとに復元作業が行われてきた。本稿においては、ネット上の検索の容易性を考慮し、「中国哲學書電子化計劃」のサイトにある版を底本としたが、この版が最も正しいという趣旨ではない。日本語訳としては、家本誠一『本草經集注訳注（全3巻）』（静風社、2015）がある。
- (15) 「草」とは「草木」として分類されているものの中から、明らかに「木」に由来すると思われるものを除いたものである。例外的に、生物の分類学上では植物ではない菌類等も含まれる。それが草なのか木なのか判定し難いものも除くことにした。なお、「木」の例としては、琥珀、松脂、柏實、柏葉等がある。
- (16) 『集注』の中に草木の「下品」として収録されている様々な植物の中には、トウダイグサ科（*Euphorbiaceae*）の植物やキンポウゲ科（*Ranunculaceae*）のトリカブト属（*Aconitum*）の植物のような有毒植物が多数含まれているという特徴がある。また、中国南部～南西部または東南アジア原産ではないかと推定される南方系の植物が比較的多く含まれていることにも特徴がある。後者の南方系の植物に関しては、邢福武・陳紅鋒・秦新生・張榮京・周勁松主編『中国熱帯雨林地区植物図鑑 I—海南植物（全3冊）』（華中科技大学出版社、2013）が参考になる。
- (17) <https://www.nabunken.go.jp/Open/mokkan/mokkan.html>
[2017 年 9 月 18 日確認]
- (18) 後代の施薬院関連の木簡については、京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館「施薬院の木簡」リーフレット京都 No.311（2014 年 12 月）参照
- (19) 後述のとおり、和訓の中には、中国の本草中からの音写と推定されるものを含む。
- (20) 『医心方』に和名等の記載のないものは、「これは倭國の艸ではない」という丹波康頼の明確かつ強固なメッセージを示す趣旨のものと考えられる。それがナショナリズムに起因するものであると考えるか、その逆と考えるかは、各人の世界観によって異なる。
- (21) 後掲『延喜式』第三十七・典薬寮に記載された「夕薬」の記述参照。
- (22) 『医心方』では、「白芷」だけではなく「本」についても、「加佐毛知 又佐波曾良之」と

の和訓を付している。同一種の植物であるとの丹波康頼の認識を示すものと考えられる。

- (23) 後述の⑭當歸（当帰）の項参照。
- (24) Christopher Wiart, *Medical Plants of China, Korea, and Japan*, CRC Press (2012) pp.362-363
- (25) 『医心方』には、「乾地黄菖蒲 和名阿也女久佐」との記述はある。「地黄」の代用品として菖蒲（あやめ草）を用いるという趣旨であろうか。『延喜式』第三十七典藥寮の「武蔵國廿八種」及び「美濃國六十二種」の中に干地黄（乾地黄）がある。武蔵國及び美濃國には、国官の薬園を中心とする大規模な製薬（薬草）生産組織があったと推定することが可能である。
- (26) 吉田明弘・鈴木三男「宮城県多賀城跡の高精度植生復元からみた古代の森林伐採と地形形成への影響」季刊地理学 64 巻 4 号 155～172 頁（2012）、佐々木尚子・高原光・湯本貴和「堆積物中の花粉組成からみた京都盆地周辺における「里山」林の成立過程」地球環境 16 巻 2 号 115～127 頁（2011）、七海絵里香・森崎翔太・大澤啓志「万葉集および平安期の勅撰和歌集にみる植物に対する行為」日本緑化工学会誌 39 巻 11 号 74～79 頁（2013）が参考になる。なお、古代における建築用材の需要に関しては、武澤秀一『建築からみた日本古代史』（ちくま新書、2017）が参考になる。また、古代における騎馬放牧育成のための草地開発との関係では、平林章仁『蘇我氏と馬飼集團の謎』（祥伝社新書、2017）、杉山秀宏「武人と馬使いの姿（金井遺跡群の調査から）」考古学ジャーナル 701 号 15～19 頁（2017）が参考になる。
- (27) 現在の時点において韓国、ラオス及びベトナムが領土をもつ地域は、いずれも古代において中国の王朝から大きな影響を受けた。これらの地域は、特に漢の武帝の時に大規模な侵攻を受け、漢の支配下に置かれた。当時の倭國もまた、楽浪郡からの影響を全く受けなかったとは想像し難い（宮崎貴夫『原の辻遺跡—壹岐に甦る弥生の海の王都』（同成社、2008）参照）。
- (28) 渤海国との交通に関しては、荒野泰典・石井正敏・村井章介編『律令国家と東アジア』（吉川弘文館、2011）、石井正敏『日本渤海関係史の研究』（吉川弘文館、2001）、三上次男『高句麗と渤海』（吉川弘文館、1990）、同『古代東北アジア史研究—東北アジア史研究第二』（吉川弘文館、1966）、森公章『遣唐使と古代日本の対外政策』（吉川弘文館、2008）が参考になる。
- (29) 「大虫」は、一般に、「虎」のことを指すと解されている。しかし、その典拠は、『水滸伝』及び『搜神記』であり、当時、「虎」を指す語として一般的な表現であったか否かは疑問である。大己貴命を祭神として祭る大虫神社（京都府与謝郡与謝野町温江字虫本）には、大虫・小虫の伝承がある。大虫が「虎」であるとすれば、大己貴命は、何らかの意味で虎と関係することになる。
- (30) 「熊」は、一般に、ヒグマ（*Ursus arctos*）またはこれに類する動物を指すと解されている。
- (31) 「豹」は、その字のままであるとすれば、アムールヒョウ（*Panthera pardus orientalis*）またはこれに類する動物のことを指すと解し得るが、『医心方』では、「豹皮」を「和名於保加美（おおかみ）」とし、「野狼血」を「和名於保加美乃知（おおかみの血）」としているから、タリクオオカミ（*Canis lupus*）またはこれに類する動物のことを指すものかもしれない。
- (32) 「密」とは、「蜜」のことであると一般に解されている。しかし、「蠟」のことを指すものかもしれない。

(33) 前掲『東アジアの本草と博物学の世界（下）』43～77頁、方士福『野山参経験鑑別』（人民衛生出版社、2003）、曹保明『長白山山人参文化』（吉林大学出版社、2014）、蔣竹山『人參帝國—清代人參の生産消費與医療』（浙江大学出版社、2015）参照

(34) 「蚱蜢（螞蟻）」の現代中国語発音は「zhà mǐng」である。

(35) 現在、「石斛」とは、ホンセッコク (*Dendrobium catenatum* Lindley (Syn. *Dendrobium officinale* Kimura & Migo)) のことを指すとするのが一般的な見解である。しかし、この仲間は、古代から無数の人工交配が繰り返されてきたと推定される。解析の対象とするサンプルの相違による差異・ばらつきが大きいため、多数の研究者によって行われてきた遺伝子解析結果も、その解析結果報告書によって区々のものとなっている。

日本国において、従来、野生のセッコク (*Dendrobium moniliforme* (Linnaeus) Swartz) と理解されてきた植物の大半は、江戸時代以降において、金釵石斛 (*Dendrobium nobile* Lindley) の近縁種等との人工交配によって作出・改良された園芸品が人為的に山野に播種（山まき）され、または、着生させて栽培されてきたものの子孫と推定される。第二次世界大戦後には、科学的な改良技法や増殖技法が急速に発展したため、その速度が加速され、その適用範囲も著しく拡大した（社団法人農山漁村文化協会編『花卉園芸大百科15 ラン』（農文協、2001）参照）。そのようにして増殖されてきたものであるために、遺伝子上も外形的形質上も極めて多彩なものとなっている。今や、どの個体が野生種であると断定可能な個体であるかを識別することは不可能である。現時点においては、「独立した種としてのセッコク (*Dendrobium moniliforme*) は存在しない」、または、「セッコク (*Dendrobium moniliforme* の代表的な個体を特定することはできない」と考えるのが妥当である。以上の結果、「石斛」とは、現時点においてセッコク属セッコク節 (*Dendrobium* sect. *Dendrobium*) に属すると考えられ、そのように分類されている植物を主な構成要素とする一群の複合体 (complex) を構成する何らかの個体であると考えるのにとどめるのが妥当である。

推測としては、『養老令』の施行当時において輸入されていた「石斛」は、最初から多種多様な種を含んでいたが、その中でも比較的寒冷な気候にも耐える鉄皮石斛（旧 *Dendrobium officinale*）の類の一部が適用して生き残ったのであり、その中の幾つかのタイプのものが典型的なセッコクであると認識されてきたと考えることができること、加えて、江戸時代以降には、各種変異個体が「長生草」が観賞用及び投機目的で競って栽培され、流通に置かれたこと、薬用としても、より効能がありそうに見え、かつ、収量の多いものが改良品種として開発され、神社の境内地等で栽培されるようになったとの仮説を立てることは、可能な範囲にある。現時点で園芸用に流通している石斛の類の多くは、複数の異なる種類の植物を交配して作出された人工物のクローンである。同様のことは、「富貴蘭」として流通しているフウラン (*Vanda falcata* (Thunberg) Beer) についても言うことができる。

これらの諸問題を本格的に研究するためには、産業植物史学のような学問領域を設け、一定程度の必要な国家予算を投入する必要があると考える。

なお、以上の諸点については、夏井高人「『楚辞』の蘭」やまくさ 66号 81～183頁 (2015)、同「胡蝶蘭と関連する特許出願」やまくさ 65号 80～123頁 (2014)、同「中国古典文献にみえる石斛の産地」やまくさ 64号 137～177頁 (2014)、同「『懷風藻』の蘭(上)」艸史雑誌 1巻 1号 1～66頁 (2016)、同「遺伝子洗浄—消費者保護法及び薬物関連法の無力化—」明治大学社会科学研究所紀要 54巻 2号 145～182頁 (2016)、同「植物の名称の不正な使用と景品表示法の適用」88巻 4・5号 23～168頁 (2016)、同「艸一財

- 産権としての植物(1) 法律論叢 87 卷 2・3 号 207~243 頁 (2014) においても論じた。
- (36) 夏井高人「延喜式(土御門本)にみえる石斛の産地」やまくさ 63 号 80~89 頁 (2013) 参照
- (37) 現代においても、運搬の際の重量を減少させるため、採取したラン科の着生植物を乾燥されて移動させることがしばしば行われる。そのようにして運搬された乾燥個体の中には、水分を吸わせると休眠状態から回復するものが多いことを利用した運搬方法である。
- (38) 「おおはこ」との語(音)は、『古事記』に応神天皇の子(倭武の曾孫)として記録されている「大葉枝皇子」がそれである。「大葉枝」は、『古事記』の丙本によれば、「おおはこ」と読むようである。
- (39) 「*Rubia tinctorum*」という学名が、まさに染色原料用の植物であることを明確に示している。
- (40) 日本国の里山に生える植物の多くは、非常に高い確率で、そのような人為的に移入された植物及びその改良品種の子孫である可能性が高い。それゆえ、生活スタイルや農耕技術の変化と共に著しい衰退を示すものが少なくない。これらの植物は、人間が何らかの関与をしないと消滅する運命にあるのである。そして、それらの植物の生育に人間が関与すれば、必ず選択や交配が発生する。有用植物については、基本的に、このような視点をもつことが大事である。
- (41) トウキ(當歸・当帰)に関しては、前掲「植物の名称の不正な使用と景品表示法の適用」の中でかなり詳しく論じた。
- (42) 桔梗(キキョウ)に関しては、秋の七草との関連で、前掲「『楚辞』の蘭」でも論じた。
- (43) サイシン(細辛)に関しては、前掲「植物の名称の不正な使用と景品表示法の適用」の中でかなり詳しく論じた。
- (44) 類似の例は、ユリ科(*Liliaceae*)のホトトギス属(*Tricyrtis*)の植物においてもみられ、遺伝子解析が成功しない例として有名である。全て比較的近い時代における園芸目的の人工交配による園芸種の子孫であるという前提で再度データ解析をすれば、その正体を明確に同定することができるであろう。動物では、野生と考えられてきたイノシシについて、実は、その多くがブタとの非常に複雑な雑種であるということが既に判明している。人間が飼育し、品種改良のために交雑させたものが野生化したものであろう。
- (45) 『舊唐書』卷二百一十一・高麗百濟新羅倭國日本参照
- (46) 直接的な証拠は非常に少ない。例外的な存在としては、『延喜式』第三十七典藥寮の「遣諸蕃使」にある「唐使」の「草藥五十九種」、「渤海使」の「草藥八十種」及び「新羅使」の「草藥廿四種」をあげることができる。しかし、問題となる植物の原産地及び生育環境を考えれば、自ずと結論が見えてくるものが非常に多い。なお、この関連では、白井光太郎『植物渡來考』(岡書院、1929)、北村四郎『本草の植物—北村四郎選集Ⅱ』(保育社、1985)、中西弘樹『海から来た植物—黒潮が運んだ花たち』(八坂書房、2008)、難波恒雄『原色和漢薬図鑑(上・下)』(保育社、1980)が参考になる。
- (47) 日本の高山植物しか知らないと、高山地帯にそのような大型の植物が存在するという事実を信じることに困難があるかもしれない。しかし、例えば、チベット高原等の高地には、寒冷であるがゆえに大型化しその自然環境に適応するというタイプの一群の植物が実際に存在する。そのようなタイプの植物に関しては、増沢武弘『極限に生きる植物』(中公新書、2002)が参考になる。
- (48) 参考となる文献として、林宏明「カンゾウ属植物の自生地調査と二次代謝機能の解析」生薬学雑誌 58 卷 4 号 132~137 頁 (2004) がある。

- (49) 茜及び紫草の字義については、夏井高人「『万葉集』の20番歌と21番歌」らん・ゆり 461号19～32頁（2016）でも述べた。
- (50) 海藻に関しては、富塚朋子・宮田昌彦「木簡に記述された海藻—7世紀～8世紀における海藻利用—」藻類 59巻145～153頁（2011）が参考になる。
- (51) 荷札木簡の経済的・政治的な意味について検討したものととして、俣野好治『律令財政と荷札木簡』（同成社、2017）がある。
- (52) データベース上では、「栢」と表示され、注記の中で異字体である「栢」であるとの記載がある。本稿においては、注記で分けることなく、本文中で「栢」と表示することにした。
- (53) 「栢」を除き、奈良文化財研究所木簡データベースの検索結果として表示される記載のとおりである。文字以外の符号の意味は、同データベースの「凡例」の中で示されている。以下、データベースの検索結果を示す「本文」の部分につき、同じである。
- (54) 藤原宮北辺地区とは、奈良県橿原市醍醐町～高殿町付近の遺跡のことを指す。
- (55) 適応症をみると、いずれも戦闘または戦争と深い関係のあるものであることを理解することができる。中国内の戦乱は、隋・唐による統一により終熄したかにみえたが、その後、安史の乱（ユリウス暦755年から763年頃）により大混乱の状態となった。個々の戦闘に勝利した軍または部隊の将兵も完全に無事というわけにはいかない。傷痍兵に対する手当が大量に必要となる。現代における軍医のような制度があったか否かの詳細は不明であるが、一般に、その軍または部隊の中に何らかの軍用医療システムを構築しなければ、戦闘を継続することは困難である。このことは、倭国（日本国）に関しても、全く同じである。
- (56) 宮川隆弘「『劉涓子鬼遺方』の鍼灸について」日本医史学雑誌 55巻2号178頁（2009）参照
- (57) 日本国に対する文化面に関する魏・呉・蜀の3国からの影響については、分野による濃淡もあるけれども、諸説あり、今後も議論が続くことであろう。例えば、群馬県にある大型の前方後円墳が晋尺で設計されているのか、古韓尺で設計されているのかについて議論されてきた。これらの点に関しては、池上悟「東北横穴墓型式の成立と展開」立正大学文学部研究紀要 14号139～115頁（1998）、同「畿内横穴墓の企画性」立正大学文学部論叢 127号1～22頁（2008）、新井宏「古韓尺」で作られた纏向大型建物群—古墳築造企画論と尺度論の収斂に向けて— 計量史研究 32巻1号29～49頁（2010）、同「古墳期における古韓尺使用の事例研究—古墳築造企画論の収斂に向けて—」情報考古学 17巻1・2号1～22頁（2011）、同「古代東アジアにおける土地計量制度の変遷」計量史研究 28巻1号3～8頁（2006）、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団編『群馬の遺跡Ⅰ古墳時代Ⅰ〔古墳〕』（上毛新聞社、2004）、大塚初重・梅澤重昭『東アジアに翔る上毛野の首長—綿貫観音山古墳』（新泉社、2017）が参考になる。
- (58) 「■」の部分は、データベース上では、「■」と表示される。筆者の責任において、「■」と置き換えることにした。
- (59) 『備急千金要方』に関しては、李景栄等校釋『備急千金要方校釋』（人民衛生出版社、2014）、野上真里・久保徳徳・谿忠人・有地滋「宋代以前の医薬書に記された疔類の名称と基源について」生薬学雑誌 39巻1号35～45頁（1985）、王元武・赤堀幸男「薬酒の中医学的考察（Ⅱ）—組成特徴と方義解析—」日本東洋医学雑誌 39巻4号（1989）が参考になる。矢数芳英・小曾戸洋「『千金方』の名称をめぐって」日本医史学雑誌 56巻2号220頁（2010）は、「千金要方」ではなく「千金方」とすべき旨を主張する。
- (60) 「秦艽」は、現代においては、リンドウ科（*Gentianaceae*）の植物の一種である大葉龍

胆 (*Gentiana macrophylla*) の根を乾燥させたものと考えられている。現在までのところ、直接に「龍胆」を示す木簡は見当たらないが、木簡③の「秦膠」を「龍胆」と解すれば、既に発見されていることになる。

- (61) 『大同類聚方』は、後世の偽作であるとする見解が多い(富士川游・小川鼎三校注『東洋文庫 258 日本医学史綱要 1』(平凡社 1974) 32~33 頁参照)。本稿においては、後世における偽作ではない場合にどのように考えるべきかという前提で論述を進めることにした。本稿における論述は、『大同類聚方』が後世の偽作であると判断する場合においても、その作者が何を参考にしたのかを推測する手掛かりになるであろう。
- (62) 「乃保之薬」の読みは不明だが、類似する地名としては、古代の土佐の「伊乃保幾」があり、これと同音だとすれば、「イノホのくすり」と読むべきことになる。また、式内社である出雲大社の神魂伊能知奴志神社に比定される神魂伊能知奴志神社(鳥根県出雲市大社町杵築東 182)の「伊能知奴志」を「いのちぬし(命主)」と読むことから考えると、「乃保之薬」は、元は、「保」を「知」の誤写と解した上で、「伊乃知之薬(命のくすり)」であったと推定することは可能である。命主命とは、神皇産霊神を指す。蚌貝比売命と蛤貝比売神を遣わして大国主命(大穴牟遲神)の生命を救ったことからこの名がある。神皇産霊神は、倭國において銅矛と勾玉が優勢であった時代の神(王及びその一族)である(真名井遺跡の出土物参照)。また、「乃保之薬」は、写本の際に「伊」を欠いたものであり、「伊乃保之薬」であると推定することも可能である。
- (63) 底本としては榎佐知子『全訳精解大同類聚方〔下〕処方部』(平凡社、1985) 8 頁を参考にしたが、その意義については、独自に解釈し、読解した。
- (64) 「巴戟天」の現代中国音は「*ba ji tian*」であるので、「巴戟」の部分だけを漢音とし、「天」の部分の倭風に「神」と置き換え、中国の古音(南方音及び北方音)を考慮に入れて考察すると、「巴戟神」の音は、「はじかみ」または「はじかみ」または「はしかみ」となる。これが「はじかみ」または「はじかみ」の語源となっているのであろう。要するに、「はじかみ」または「はじかみ」は、本草書にある「巴戟天」の「巴戟」部分の単純な音写に、「天」の部分の訓として「かみ(神)」と置き換えたものを結合したものに過ぎない。「天」は、例えば、「帝釈天」のように、仏教における神将等を示す場合に多く用いられることも何らかの影響を与えた、または、何らかの差支えがあったということも十分に推測され得る。「帝釈天」は、「天皇」とも呼ばれる)。「巴戟天」は、当時、男性の性欲亢進や婦人の不妊症に関する効能があるとされていた。「巴戟天」は、中国原産のアカネ科 (*Rubiaceae*) の植物である *Morinda officinalis* F. C. How の根を乾燥したものとされている。
- (65) 『医心方』においては、「はじかみ(波之加美)」和訓を付した植物である「蜀椒」と「たちはじかみ(多知波之加美)」と和訓を付した「蔓椒」、「くれのはじかみ(久禮乃波之加美)」と和訓を付した「乾姜」、「くれのはじかみのうど(久禮乃波之加美乃宇止)」と和訓を付した「高良姜」の 4 種の植物が「はじかみ」と読める和訓のある植物である。「乾姜」とは、「ショウガ(姜)」の地下部を蒸して乾燥させ、保存に耐えるようにしたもの(の)ことを指す。「高良姜」とは、ショウガ科 (*Zingiberaceae*) のハナミョウガ (*Alpinia officinarum* Hance) のことを指す。「蔓椒」は、一般に、山椒よりも高木になる花椒 (*Zanthoxylum bungeanum* Maximowicz (Syn. *Zanthoxylum bungei* Planchon & Linden ex Hance)) のことを指すと解されている。これらに共通している特徴は、薬味として使用可能な優れた香りをもち、保存性の高い植物組織であるということに尽きる。いずれにしても、以上の諸点から、『医心方』においても、「はじかみ(波自加美)」

が「ショウガ（特に乾姜）」を指すものである可能性を肯定し得ることは、明らかである。なお、この関連では、中村亜希子・神野恵「古代の山椒」香辛料利用からみた古代日本の食文化の生成に関する研究 23～29 頁（2014）が参考になる。

- (66) それ元は武内宿禰の処方または出雲國國造の処方であるとして掲げられていること、そして、その処方名は神皇産靈神と関係をもち得るものであるということには、倭国（日本国）における医方・薬方の歴史だけではなく、倭国（日本国）の古代史一般を考える上でも十分に注目すべきであると考ええる。
- (67) 2017年9月18日現在の奈良文化財研究所のデータベース上の備考欄には「表裏ともなお墨書あり」とあるので、現在解説作業が進められている最中のものであると推察される。今後の研究成果の公表が期待される。
- (68) 新村拓『古代医寮官人制の研究』（法政大学出版局、1983）参照
- (69) 樋口誠太郎「木簡にみられる「医史学」的記述について」日本医史学雑誌 37 卷 4 号 650～652 頁（1991）
- (70) 「陽胡（楊侯・陽侯）」との直接の関係は不明であるが、現存せず逸文のみが残る『楊氏漢語抄』がある。
- (71) 『万葉集』卷二の 203 番歌に「但馬皇女薨後穗積皇子冬日雪落遙望御墓悲傷涕流御作歌一首」と題詞のある「零雪者 安播尔勿落 吉隠之 猪養乃岡之 塞為卷尔」という歌がある。藤原京跡左京一・二条四・五坊遺跡（奈良県橿原市出合町付近）出土の木簡・木研 26-15 頁-1(1)には「穂積親王宮」との文字が記されており、この付近に 203 番上を詠んだとされる穂積皇子の邸宅が存在したと推定されている。「吉隠之猪養乃岡之塞（吉隠の猪養の山にある塞）」の所在地は、不明である。しかし、春日宮天皇妃陵（奈良県桜井市吉隠）が但馬皇女の墓所と推定することは可能である。この古墳は、志貴皇子（追尊・春日宮天皇）の妻・紀椛姫の墓所と治定されているけれども、例えば、元は但馬皇女の墓所であったところに紀椛姫を追葬（合葬）したというようなことも十分に考えられ得る。同一の墓所に後になって追葬（合葬）する例は、古代の古墳において、他にも多数見られる。
- 「猪養」は、仮に単に音をとっただけでないとするれば、家畜の養殖場所であったことを示すものと思われる（古墳にある埴輪の中には、「猪」の形象埴輪があるから、「猪」を飼育する集団ないし部民が存在したことは間違いない）。実際に家畜の養殖場でなかったとしても、「猪養」は、あまり良い印象を受けるものではない。それにもかかわらず 203 番で「猪養」との表現が用いられているのは、「そんなところに・・・」という嘆きの気持ちが込められているのかもしれない。あるいは、それらの人々が「猪」を上等の食物と考える人々の集団（例えば、漢人系の集団）の一員であったとすれば、あるいは、古代中国の医方・薬方を尊重し、薬膳のような考え方を含め、肉類も薬草の一種とする価値観をもつ人々の一員であったとすれば、必ずしも悪い意味ではないことになる。ここでもまた、上述の中国の薬方書における肉類の扱いについて、丁寧な研究を重ねる必要がある。とりわけ、持統天皇と道教との関係を考慮に入れると、当時、宮廷内において『黄帝内經』が読まれていた可能性は、かなり高い角度で推定され得る。
- (72) 常陸國の古代については、『常陸國風土記』により、倭武（やまとたける）との関連が深いことが知られている。また、常陸國には大型の前方後円墳が多い。後述の多摩川の古墳群と同じような歴史上の出来事があったのではないかと推測される。征服された敗者は、「土蜘蛛」として『常陸國風土記』にその記録が残されている。なお、『常陸國風土記』とその関連遺跡に関しては、茂木雅博編『風土記の考古学 1 常陸國風土記の巻』（同成社、1994）が参考になる。

- (73) 現在の茨城県のひたちなか市～日立市周辺には、石室内の装飾壁画によって有名な前方後円墳である虎塚古墳（茨城県ひたちなか市中根字指洪）や大小の円墳のほか、多数の横穴墓群も残されている。それらの横穴墓群の被葬者がどのような人々であったのかについては、必ずしも明らかではない。『常陸國風土記』にもあるとおり、倭武（ヤマトタケル）に象徴される軍による大規模な征服活動があったことは確実と思われる。これらの横穴墓は、征服され「土蜘蛛」として記録されることになった人々のものではなく、征服者の側の者であることは疑いようがない。
- (74) 橋樹郷の所在地を含む多摩川流域の段丘上には比較的大きな古墳が多数ある。特に多摩川台古墳群（東京都大田区田園調布）が有名である。横穴式石室をもつ前方後円墳が多いという特徴がある。また神奈川県各地から大陸系と推定される方形周溝墓も発掘されている。これらのことから、おそらく、倭武に象徴される機内から派遣された軍による征服活動に従軍し、武蔵国を征服・鎮圧した渡来人系武將らが、その後、屯田的に駐屯することを命じられ、その地の支配者となった結果としての墳墓なのではないかと思われる。少なくともこの周辺の古墳から発掘された被葬者の遺品（副葬品）や鉄製の馬具の類は、そのような考え方を支持するものである。
- なお、これらの諸点に関し、佐藤健太郎『日本古代の牧と馬政官司』（塙書房、2016）、佐藤信編『古代東国の地方官衙と寺院』（山川出版社、2017）、金井塚良一『馬冑が来た道—古代東国研究の新視点』（吉川弘文館、2008）、諫早直人『海を渡った騎馬文化—馬具からみた古代東北アジア』（風響社、2010）、江上波夫『江上波夫著作集 6 騎馬民族国家』（平凡社、1986）、鈴木一有『東海の馬具出土古墳にみる地域社会』古代武器研究 7 号 29～38 頁（2006）が参考になる。古代の武器一般に関しては、近藤好和『日本古代の武具—『国家珍宝帳』と正倉院の器仗』（思文閣出版、2014）、津野仁『日本古代の軍事武装と系譜』（吉川弘文館、2015）、川畑純『武具が語る古代史—古墳時代社会の構造転換』（京都大学学術出版会、2015）が参考になる。
- (75) 宇賀寿男・桃山堂『豊臣秀吉の系図学—近江、鉄、渡来人をめぐる』（桃山堂、2014）、根井浄『古代の禪師と医療』印度學佛教學研究 25 卷 1 号 140～141 頁（1976-1977）が参考になる。
- (76) 「■」の部分の文字は、国立歴史民俗博物館所蔵の土御門本『延喜式』上では、「茵」の「人」の部分で「又」に代えた字のように読める。「茵」の略字と思われる。「蔥」とは、ネギ（葱）の類を意味する。
- (77) 当初、国府及び国分寺が設けられたけれども、後に他所に移転されているので、その当時においても、詳細不明の巨大地震があって、その国府及び国分寺が壊滅的打撃を受けた結果であるかもしれない。
- (78) 忽思慧（金世琳訳）『葉膳の原典 飲膳正要』（八坂書房、1993）参照
- (79) 非常に古い時代から、数えきれないほどの多数回にわたり、大陸から多くの人々が移住してきたという事実を否定する者はいないであろう。そこで考えなければならないことは、「単に人間だけが移住してきても生きることができない」ということである。一定数の人間が定住するためには、農耕技術だけではなく、播種・栽培・収穫するための穀類や様々な植物の種子を持参してきたと考えるのが合理的である。それと一緒に、いわゆる史前帰化植物と呼ばれる様々な植物やそれに寄生する菌類、昆虫その他の小動物も渡来したと考えることができる。
- 日本国は、海によってユーラシア大陸から遠く隔てられているため、全ての事柄が閉鎖された日本列島の中だけで独自に発展したものだと考えがちである。しかし、歴史の

真実は、その逆であると考えた方が、考古学上の様々な発見と整合性のとれた方法で説明できる場合が多い。特に古代の海洋往来技術及びその能力は、現在想定されているよりもはるかに高度で機動的なものであったと推測すべきである。

様々な実験が試みられているが、現代のような軟弱で五感の作用が鈍磨した者ではなく、自然淘汰の結果、生存能力及び活動能力において現代人よりも格別が高く、かつ、五感の作用も鋭敏に研ぎ澄まされ、風や雲の動きを正確に読むことのできる人々を想定した上でなければ、正しい理解を得ることができない。古代人は、現代人よりも貧弱な栄養しか摂取していなかったかもしれない。しかし、当時は、社会保障制度も社会福祉制度も存在しない時代であるので、素朴な自然淘汰の結果として、摂取した栄養を最も効率的に運動エネルギーに変えたり、肉体に蓄積したりすることのできる超省エネ型の体質をもった者だけが生き残り、そのような人々によって社会が構成されていたと考えるべきである。

なお、船舶と関連する考古学上の発見に関しては、深澤芳樹「日本列島における原始・古代の船舶関係出土資料一覧」・神奈川大学国際常民文化研究機構『国際常民文化研究叢書5 一環太平洋海域における伝統的造船技術の比較研究—』（2014）185～233所収が参考になる。

- (80) 例えば、上記の各書物を丁寧に読んでみると、性欲増進または精力回復のための薬方の中で桃が用いられている例を多数見つけることができる。当時の一般的な栄養水準を想像すると、桃（または杏）の糖分を摂取するだけで、相当程度に体力を回復できたことは想像に難くない。古い神社の中には桃の形状の神紋をもつところもあることにも十分に留意すべきである。そのような神社に限って、境内地及び近隣に大小の古墳をもつことが珍しくない。
- (81) 根本幸夫監修・横浜薬科大学漢方と漢薬調査研究センター編『新版古代出雲の薬草文化一見直される出雲薬と和方』（出帆新社、2013）参照
- (82) その実質的な内容において、遅くとも古代中国の南北朝当時には渡来していたと推定される中国の医方や薬方をベースとするものと推定すべきものである。純粹な意味での「倭方（和方）」なるものは、最初から客観的に存在しなかったと考えるべきである。
- (83) 『医心方』もまた『外臺秘要方』その他の既存の書物に依拠するものであることを含め、その成立に関しては、大日方大乗『仏教医学の研究』（風間書房、1965）419～452頁、多田伊織『『医心方』所引『僧深方』輯佚—東アジアに伝播した仏教医学の諸相』日本研究41集373～411頁（2010）、同『『外台秘要方』所引『僧深方』輯佚（一）—附、医籍五種（互照萃編）日本研究45集237～270頁（2012）、同『六朝～唐代の仏教系散逸医書と伝存医書に見る医方の伝承関係』宗教研究86巻4輯228～229頁（2013）が参考になる。
- (84) これらの諸点については、夏井高人「アシモフの原則の終焉—ロボット法の可能性—」法律論叢89巻4・5号175～212頁（2017）及び同「欧州連合における個人データ保護の諸要素に関する考察」法律論叢90巻1号79～125頁（2017）の中でも触れた。
- (85) 以上のほか、本稿においては、日本列島において、完全に野生という意味で自然保護の対象となる動植物がほとんど存在しないかもしれないということも示唆した。その前提を採った場合、法適用の対象が存在しないこととなるため、環境保護法制の基本的な考え方を180度転換しないわけにはいかない。この点に関しては、別稿によって論ずる。
- (86) 本論文は、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成23年～平成27年度）及び科学研究費補助金共同研究基盤研究（A）知的財産権と憲法的価値・科研費研究課題番号15H01928の研究成果の一部である。

（明治大学法学部教授）